

○午前10時開議

○渡辺議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○渡辺議長 会議録署名議員をご指名申し上げます。

石 田 秀 男 議員

安 藤 たい作 議員

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○渡辺議長 これより日程に入ります。

本日の日程は議事日程のとおりであります。

日程第1

一般質問

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

筒井ようすけ議員。

〔筒井ようすけ議員登壇〕

○筒井ようすけ議員 私、筒井ようすけは、品川未来を代表して一般質問を行います。

私は、品川の成長と改革、納税者たる区民ファーストの区政を目指しております。今回もその観点から質問させていただきます。

1つ目の質問は、区民の手取りを増やす減税についてです。

昨今、異常気象、人手不足や世界各地の紛争、最近ではトランプ関税など、国際情勢の不安定性もあり、米をはじめ、あらゆるものの値段が上がっております。このような物価高騰は進む一方、働く人の給与は上がらない状況です。しかし、給与が上がらない状況の中、税の負担と社会保険料の負担は増えております。品川区民の方の多くもこのような負担に苦しんでおります。

このように、区民が大変な負担の下で、国税と都税からの歳入分もありますが、全体として品川区の税収は増えている、予算額は増えているという状況です。ここ3年の品川区の一般会計予算を見ると、2023年度は1,987億9,400万円、2024年度は2,036億5,600万円、2025年度は2,347億6,300万円で毎年伸びており、過去最高を更新し続けております。

区行政側は税収増で様々な事業に使えるということによいかもかもしれませんが、しかし、これは先ほど述べたように、区民としては物価高騰だが給与は上がらないという大変苦しい生活を強いられている中、税金をお支払いいただいているから成り立っている状況です。生活が苦しい中、強制的に仕方がなく税金を支払っている状況ですので、税金を支払って喜んでいる区民はほとんどいないと思います。このように、区民の生活状況は苦しいので支援策が必要であり、また、ちょうど区の税収も過去最高になっているのですから、余裕分は区民に還元すべきと考えます。

そこで、区は、産前産後、子育て、教育、障害者、高齢者の5つのライフステージに分けて、その5つのライフステージに当てはまる方に対して、所得制限なく無償化した様々な行政サービスを行っております。区長も、施政方針で「所得制限を設けることにより行政サービスの対象外とされる人は、既に多くの税金を納めています。一定以上の所得がある人からお預かりした税金を一部の人だけに配ることは、「もらえる人」と「もらえない人」という分断すら社会に招きかねません」と述べております。

この所得制限をなくしたという点は、税金を支払っているのに所得制限のせいで行政サービスを受けられなかったという納税者の中で持たれていた非常に大きな不公平感を解消するものであり、評価するところであります。しかし、区が設定した産前産後、子育て、教育、障害者、高齢者の5つのライフステージに当てはまる方々は、それぞれ様々な所得制限のない無償化の行政サービスを受けて恩恵があるかと思えますけれども、この5つのライフステージに当てはまらない方々は、やはり不公平感が残ったままではないかと思えます。

例えば、今増えているという単身の独身者の方々、結婚されても様々な理由でお子さんがいらっしゃらない世帯の方々など、設定した5つのライフステージに当てはまらない方々がいらっしゃいます。そうした方々がこの5つのライフステージに当てはまるまで待つというわけにはいかず、現時点で手取りが増えず生活が苦しい中、納税している方々がいらっしゃいます。行政サービスの在り方として、一部の対象者の方だけに偏って税金を使った行政サービスを提供するということは、一定の限界がこれから出てくるのではないかと考えております。

また、区は5つのライフステージに当てはまる方に対して、様々な行政サービスを所得制限なく無償化をして行っておりますが、この無償化というのは結局区民の税負担によって賄われているので、「無償化」という言い方は正しくなく、「税負担化」ではないのかという声が上がってきております。このように、納税者である住民の声は日に日に厳しくなっております。

税金を払っているのに所得制限のために行政サービスを受けられないというのはおかしいという納税者の持つ所得制限に対する不公平感は、所得制限をなくすこと、すなわち所得制限の撤廃によって幾分は解消されました。しかし、事の本質は、納税者たる住民が物価高騰の一方、給与が上がらないという苦しい生活を強いられている中、「税金を支払っているのに、行政側はきちんと適正公平にその税金を使っていないのではないか」という行政不信が根底にあるのではないかと考えます。

「もうおかしいことや無駄なことには税金を払いたくない」という考えを持つ税や行政にシビアな住民が増えてきていると感じます。したがって、物価高騰の一方、給与は上がらない状況で税と社会保険料の負担が増えている区民の支援策としては、区が設定した5つのライフステージのような特定の世代や属性のみに限った支援ではなく、広く区民が恩恵を受けられる一律公正公平な支援が必要であると考えます。

それが可能であり、かつ品川区としてできることは、品川区民が支払っている品川区への特別区民税の減税だと考えます。また、減税の結果、区民の手取りが増えることで、地域経済の活性化や景気回復につながると考えます。つきましては、特別区民税の減税を行うべきと考えますが、区のご見解を伺います。また、仮にできないのであれば、その理由と課題を教えてください。また、関連して、先ほどの「無償化」という言い方は正しくなく、「税負担化」ではないのかという考えについて区はどのように受け止めているのでしょうか。無償化といっても、それはやはり区民の税負担によって賄われているという事実はしっかりと意識しなくてはならないと考えますが、区のご見解をお聞かせください。

2つ目の質問は、「真に必要な行政サービス」はについてです。

現在区に行っている事務事業評価制度は、区が行う各事業の進捗状況の把握、改善・見直し、無駄削減・賢い支出、めり張りの効いた予算編成、区政の見える化に資するものであり、大いに評価するものであります。ここで大事になってくるのは、何が無駄で何が必要なのかの取捨選択であり、その判断基準が重要であると考えます。

区が掲げている事務事業評価を含む行政評価の目的は、事業の不断の検証、見直し、改善等を進め、その結果を予算に的確に反映させていくマネジメントサイクルを確立させることで、「区民の幸福（しあわせ）」の視点から真に必要な行政サービスに資源を振り向けることとしています。すなわち、区としては、資源の振り向け、つまりは区民から頂いた税金の使い方や事業の見直し、改善、何が無駄で、何が必要なのかの取捨選択の判断基準は、真に必要な行政サービスであるかどうかだと理解します。

そこで、区のおっしゃる「真に必要な行政サービス」とは一体何なのでしょう。定義は何でしょうか。基準や範囲も具体的に教えてください。私としては、個人の自助努力ではどうしようもない状況の方を支援する福祉や、個人では全ての国家的な対策が不可能な防災、個人では困難な区全体の活性化を行うまちづくりなどが挙げられるかと思います。

ただ、あれもこれも何でも行ってよいというのではなく、やはり区民からの税金を投入するわけなので、その費用対効果はいかなる分野の事業においても厳格に見るべきと考えます。また、先ほど述べたように、区民は税や行政に対しシビアになってきております。したがって、真に必要な行政サービスの定義や範囲は、一定の厳密な絞り込みが必要と考えます。この点はいかがお考えでしょうか、お答えください。

3つ目の質問は、公共施設の統廃合についてです。

これから人口減少を迎えるに当たり、今後も健全な区財政を維持していくためには、新しく公共施設をつくるということに主眼を置くのではなく、既存の施設の適切な維持管理や統合・廃止が必要であると考えます。その際、ここにも真に必要な行政サービスの観点からの絞り込みが必要と考えます。まず、区は公共施設の統廃合などを計画した品川区公共施設等総合計画を策定しておりますが、この策定の経緯を教えてください。また、2017年度に策定された計画と2024年度に改定された計画との比較と、2017年度策定の計画に基づく統廃合の進捗、達成した結果と2017年度に策定された計画に何か課題はあったのかを教えてください。

そして、2024年度改定の計画の計画期間は10年間ですので、計画の達成のためには優先順位や客観的な基準を設けて効率的に進める必要があるかと考えます。そこで、施設の統廃合の優先順位づけはあるのでしょうか。現在、統廃合の具体的な対象施設はあるのでしょうか。例えば、平均築年数が高いもの、老朽化の程度、真に必要な行政サービスなのか、施設分離により優先度を考慮するのか、区内のものか区外のものかなど、ある程度客観的に基準を設けるべきかと考えておりますが、いかがでしょうか。

具体的な施設としては、区外にあり、築約30年がたっており、真に必要な行政サービスとは言えず、今の時代にはそぐわないレジャー支援のような区民保養所などは統廃合の対象となるべきと考えますが、いかがでしょうか。代替策や民間活力を活用して統廃合を様々検討していただきたいと存じます。そこで、計画においてもPPP、PFI手法の活用ということがうたわれております。まず、PPP、PFI手法とはどのようなものなのか教えてください。そして、PPPとPFIの手法を取って現に統廃合を行っている施設はどこなのかを確認させてください。また今後、PPPもしくはPFIの手法を取る予定の施設はあるのかを教えてください。

4つ目の質問は、「品川区ブランド」の強化をについてです。

品川区に住む価値を高める、そのための「品川ブランド」の強化は、私の政策としても推し進めるところです。財源のあるなしの問題や、高齢者世代と現役世代の世代間の対立など起きておりますが、パイの奪い合い、限られた税金の奪い合いでは限界があるので、パイそのものを増やすこと、全体が豊かになることが必要であり、そのため、無駄削減だけでなく成長戦略が必要です。成長戦略として都市ブランディングをぜひ進めていっていただきたいと存じます。

今回の品川区の進める都市ブランディングは、都市間競争も強まる中、品川区は今後も選ばれる地域であり続けるために、品川区の魅力を未来に向けて再構築、「品川区だから良い」という価値観の醸成を図り、品川区という都市のイメージを高めるという活動です。この活動により共感を呼び、品川区ブランドの浸透、ブランド価値が高まるという好循環を期待するというものです。まさに品川区に住む価値を高める、そのための品川ブランドの強化となる取組であるので、ぜひ進めていっていただきたいと存じます。

そこで、区は、都市ブランドに関心のある区民等にアンケートやヒアリングを行い、その結果を踏まえ、区民が描く未来の品川として、「あらゆる人が自分らしく生きがいを感じ、それぞれの個性が尊重される寛容で多様な街」と設定しました。この未来の品川の姿を基に、制作パートナーとして株式会社ヘラルボニーを迎え、あらゆる人に浸透させるべく分かりやすく表現するロゴ、アート、メッセージのデザインを制作。障害者アーティストの岡部志士さんによる「Yay Yay Shinagawa 2025」をブランドアートとし、また、ブランドメッセージとして「しながわ多彩区」としました。このブランドアートを基にしたブランドロゴが完成し、まさに多彩を表現する様々な色が使われているものになりました。

しかし、ここで気になるのは、この完成したロゴデザインが、既存のLGBTQやSDGsなどを表すロゴデザインと似通っており、混同されてしまうのではないかとことです。実際にそうした区民の方がいらっしゃったとのことです。そうした区民の混同が起きないように、今回の品川区の都市ブランディングのロゴデザインは既存のLGBTQやSDGsとは全く異なるもので、「しながわ多彩区」の多彩ということを表現した全く新しいオリジナルなロゴデザインであるということの周知を積極的に行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

この都市ブランディングを通じて「品川区だからよい」という価値観の醸成が図られ、品川区という都市のイメージが高まる、ひいては品川区に住む価値が高まる、このようなことを区民に感じていただくことが重要であると考えます。そのため、今後一層区民の共感を得て区民と共に育て広げていくことが必要だと考えます。そこで、区は、新しく改定した品川区総合実施計画において品川区ファンを増やす都市ブランディングとしてうたっており、幾つか目標を掲げておりますが、区として、そうした区民の共感を得るための都市ブランディングの今後の具体的な浸透策や取組について教えてください。

5つ目の質問は、新駅の可能性についてです。

羽田空港アクセス線の東山手ルートにおいて品川区内に新駅が誕生することは、新たな再開発でさらなる活気が高まる、東京駅方面に一気に行けるという交通アクセスの向上につながり、こうしたものと連動して品川区の新たな地域活性化拠点となり得るものです。このように、私は、羽田空港アクセス線の品川区内の新駅の誕生は、まさに区の成長戦略として重要な要素だと考えております。この新駅については、品川区のまちづくりマスタープランにも記載されている事項ですが、区としてはこの新駅の誕生についてどのように捉えているのか教えてください。また、今年度も引き続き羽田空港アクセス線新駅可能性地域まちづくり検討がなされておりますが、今までの検討結果も含めての現在の検討状況や進捗、今後の展開を教えてください。

以上で、私、筒井ようすけの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○**渡辺議長** ただいま時刻表示の不具合がございましたので、筒井議員には迷惑をおかけしまして申し訳ありません。

それでは、答弁をお願いいたします。

〔森澤区長登壇〕

○**森澤区長** 筒井ようすけ議員の一般質問にお答えします。

私からは、「品川区ブランド」の強化についてお答えします。品川区は、本年4月3日に新たな都市ブランドデザインを発表いたしました。ここに込められた思いは、区民調査を経て区民が描く未来の品川、「あらゆる人が自分らしく生きがいを感じ、それぞれの個性が尊重される寛容で多様な街」であり、ご指摘のSDGsの推進やジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を目指す区の考え方を包摂するものであります。この目指す未来を可視化し、イメージを共有するために、ロゴアート、そして「しあわせ多彩区」というメッセージで表現しました。

完成したアート作品には、個性が粒立ち、地域ごとに違った表情を持つ品川らしさを多彩な色で表現し、まさに区が目指す未来の姿を体現するものであります。「ロゴ」、「アート」、「メッセージ」のそれぞれが多彩な魅力を発する品川区の都市ブランドを表しており、広報をはじめ様々な場面において周知に努めてまいります。

次に、今後の浸透策や取組についてです。既に広報紙やホームページ等を通じた周知を行っているところですが、これに加え、グッズの作成や各種事業におけるブランドデザインの利用を進めてまいります。さらに、区内各地域でのアピールを進め、企業と連携しての活用をはじめ、区民や団体等にも積極的に利用いただくことで、区内全体における浸透を図ってまいります。

〔久保田企画経営部長登壇〕

○**久保田企画経営部長** 私からは、特別区民税の減税、真に必要な行政サービスとは、および公共施設に関するご質問にお答えします。

初めに、特別区民税の減税についてです。税は、公共サービスを提供するために必要な費用を国民全体の共通の費用として広く公平に分かち合っていただくものです。とりわけ特別区民税は、「地域社会の会費」としての性格を持っており、区民生活を支える様々な行政サービスをきめ細かく提供するための貴重な財源となります。そのため、区の財源の根幹をなす特別区民税を確保していくことは、区政運営に必要不可欠であります。また、納税義務者の増加などにより特別区民税の税収は増えているものの、ふるさと納税による流出額は令和7年度で約59億6,000万円であり、税外収入も含め、財源を確保していくことが重要であると認識しております。

次に、無償化についてです。誰もが年齢を重ねていく中で、皆が互いに支え合い、共によりよい地域社会をつくっていくために、特別区民税は不可欠な財源であります。これを原資として、社会全体で子育てや教育などを支える仕組みの1つが無償化であり、言わば社会保障の一環であります。子育て・教育に係る経済的負担の軽減を進めることは、子育て世帯の可処分所得の増加や地域のにぎわいの創出につながり、ひいては地域経済の活性化、税収増という形で還元され、高齢者施策を含む幅広い世代の施策を充実するための財源の確保に寄与するものと考えております。

一方で、プレミアム付区内共通商品券やデジタル商品券のプレミアム率と発行額を拡大するなど、区は、物価高騰への対応として、子ども・子育て世帯に限らず、幅広い世代の方々にご利用いただける事業についてもあまねく実施してまいります。こうした区の取組は、事務事業評価による事業の検証・見

直しの徹底、限られた財源の効果的・効率的な活用により、各種無償化施策をはじめとするワイズ・スペンディングの取組を推進する都政の手法とも通じるところであります。引き続き「区民の幸福（しあわせ）」につながる施策を積極的に展開してまいります。

次に、「真に必要な行政サービス」についてお答えします。初めに、定義等についてですが、我が国は、今、世界規模で世の中が急激かつ急速に変化し、先が見通しづらい未来への予測が困難な時代にあると認識しています。このような社会情勢の中で、行政はこの変化の激しい時代や区民ニーズに即応していく必要があります。

その上で、先般の施政方針でも申し述べましたように、人が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスとして、誰もが必要とし、共通に使う日常生活を支える基礎的な行政サービスであることが「真に必要な行政サービス」のメルクマールになるものと考えております。また、定義や範囲を厳密に絞り込む必要性についてですが、先ほども述べましたとおり、「真に必要な行政サービス」は決して固定的なものではなく、社会情勢や区民ニーズに応じて変化していくものだと思っております。

そのため、区は、定期的な世論調査やアンケートなどの様々な手法を活用して区民ニーズをより正確に把握するとともに、継続的に事務事業評価を実施することでサービスの必要性や優先度を判断し、適切な資源配分を行っているところです。今後も、区民の皆様からお預かりした貴重な税金を最大限有効に活用し、「区民の幸福（しあわせ）」の実現に資する施策を展開してまいります。

次に、公共施設についてお答えします。

初めに、品川区公共施設等総合計画の策定の沿革についてです。高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラや建築物が老朽化し、更新時期を一斉に迎えることから、公共施設等の維持管理・修繕・更新による財政負担が課題になることへの対応として、平成25年11月、国がインフラ長寿命化基本計画を策定しました。その後、国から地方公共団体においても行動計画に当たる公共施設等総合管理計画を策定することの要請があり、区は、平成29年3月に品川区公共施設等総合計画を策定しました。本計画は、将来人口動向の見通しを踏まえ、財政負担を考慮しながら必要な施設を整備・管理し、適正な行政サービス水準を維持することを目的とした計画であり、施設の統廃合ありきの計画ではありません。

次に、当初計画の課題や改定された計画との比較等についてです。当初計画の課題としては、計画期間中に新型コロナウイルス感染症の世界的な流行と、それに伴うライフスタイルの転換やAIやデジタル技術の進展など、社会経済状況が劇的に変化したことなどから、国の動向等を踏まえた時点更新が必要となりました。そこで、改定された令和6年度版の計画では、公共施設の現状や人口の見通し等を時点更新し、施設ごとの改修・建て替えについて方向性や時期などを改定いたしました。また、当初計画期間中に統廃合を決定した施設は、品川区清掃事務所、北品川分室と荏原庁舎等の清掃関連施設の統合などがあります。

次に、統合・廃止等の優先順位づけについてです。公共施設等総合計画では、統合・廃止等に当たり、各施設の役割や機能が当初の目的を果たしているか、区民ニーズの変化に対応できているかなど、施設の必要性や存在意義をゼロベースで検証することとしており、築年数や老朽化の程度なども含めた客観的な数値に基づき個別に判断をしています。また、統廃合の具体的な施設としては、現在、なぎさ会館の廃止を検討しているところであります。なお、保養所については、現在、保養所事業の今後の在り方を検討しています。

最後に、PPP・PFI手法についてです。PPPは、パブリック・プライベート・パートナーシッ

ブのことで、公民が連携して公共サービスの提供を行う事業スキームであります。また、P F I とは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブのことで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、P P P の代表的な手法の1つであります。現在、P P P ・ P F I 手法を活用して、施設の統廃合を行う予定はありません。また、令和7年4月に整備基本計画を策定しました旧荏原第四中学校跡施設の整備・運営手法については、区内初のP F I 事業の導入に向けて検討を進めております。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、羽田空港アクセス線新駅の可能性についてお答えいたします。

羽田空港アクセス線は、J R 東日本により令和13年度に開業予定として現在整備が進められております。区ではこれまで、物理的に新駅の設置が可能な場所や他自治体の事例などについて調査を行ってまいりました。J R からは、需要のない場所に駅はつくることができないとの見解を得ているところです。今後は、羽田空港アクセス線沿線の土地利用の動向などに注視しながら、臨海部のまちづくりの可能性や方向性を検討する中で、新駅設置の可能性も含めて関係機関と協議してまいります。

○筒井ようすけ議員 自席より再質問させていただきます。それぞれご答弁ありがとうございました。

特に品川の都市ブランディングと新駅については、品川区を豊かにするという成長戦略ですので、ぜひ積極的に進めていただきたいと存じます。そこで、質問といたしましては、まず都市ブランディングについてですけれど、L G B T Q や S D G s も包摂するということは分かるんですけれども、結局L G B T Q と S D G s の今までのデザインロゴと今回の「しながわ多彩区」、この都市ブランディングのデザインロゴと混同してしまうんじゃないかということを私は心配しているので、混同しないような取組ということも聞いておりますので、その点、改めてお聞かせください。

そして、特別区民の減税についてですけれども、ふるさと納税が令和7年度59億円の流出予定ということですが、逆に言うと、ふるさと納税制度が廃止されたら、やはり減税の可能性というのは高まってくるのかということをお知らせください。

また、私の質問で、無償化という言い方ではなくて税負担化ではないかという、そうした考えが今出ているんですけれども、その点について、そうした区民の税負担によって賄われていると。無償化といっても、それはやはり区民の税負担によって賄われているという事実。これはしっかり意識しなくてはいけないと考えておりますけれども、その点質問もさせていただいたので、その辺りの区の見解についてお答えがなかったので、改めてこの点をお聞かせください。

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 筒井ようすけ議員の「品川区ブランド」の強化について、再質問にお答えさせていただきます。

恐らく区がしっかりとオリジナルでつくったものだということを浸透させていく必要があるというようなご指摘かと思っておりますので、制作の経緯なども含めて、しっかりとそういったことが浸透するよう周知してまいりたいと思っております。

〔久保田企画経営部長登壇〕

○久保田企画経営部長 再質問にお答えいたします。

まず初めに、減税についてでございますが、先ほども申し述べましたように、様々な行政サービスをきめ細かく提供するためには特別区民税は貴重な財源でありますので、私どもとしましては、その特別区民税をしっかりと確保していくということが重要であると考えているところでございます。

また、次に、無償化、税の負担化ということでお話がございましたけれども、これも先ほどもご説明しましたように、都政のほうにおきましても無償化という表現で各施策を進めておりまして、そういう意味では、私どもも無償化施策をワイズ・スペンディングの考え方で取り組んでいるというところがございますので、私どもとしましては無償化という形で進めさせていただいているというところがございます。

○筒井ようすけ議員 都市ブランディングについては、ぜひよろしくお願いします。

特別区民税は、区政の根幹をなす必要な財源ということは理解をいたしました。けれども、ふるさと納税の分がなくなったら、その可能性はあるのかないかということを開いたんですけれども、その点、改めてお聞かせください。

また、ワイズ・スペンディングは本当に非常に必要な考えですけれども、私が言っているのは、無償化と言いかたを税負担化にしるというようなことではなくて、その点、無償化といっても、誰かが区民の税を負担しているということを意識しなくてはいけないと私は思っております。その意識について区はどのように考えているのか、その点をお聞きしているので、改めてお知らせください。

〔久保田企画経営部長登壇〕

○久保田企画経営部長 再々質問にお答えいたします。

まず、減税についてでございますけれども、ふるさと納税が廃止された場合は減税をするのかということでございますが、こちらにつきましては仮定の質問でございますので、我々としては、それについてお答えすることは差し控えさせていただきたいと思います。

次に、無償化についてでございますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたが、税によって広く公平に分かち合って、区民の皆さんにご負担をしていただきながら、社会全体で子育てや福祉を支えていくという考え方に基づいて無償化を進めているというところがございますので、区民の皆様の税によって支えられているというところは我々も十分認識しているところでございます。

○渡辺議長 以上で筒井ようすけ議員の質問を終わります。

次に、塚本よしひろ議員。

〔塚本よしひろ議員登壇〕

○塚本よしひろ議員 品川区議会公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、子ども・若者施策について伺います。

質問の1点目は、病児保育事業の拡充についてです。今定例会に上程された補正予算案に病児保育施設の新規開設経費が計上されました。区議会公明党は、5月8日、森澤区長に対して病児保育事業の拡充を要望した経緯もあり、今回の補正予算案を高く評価しています。区内には既存の病児保育3施設に加え、南品川に新たな開設が計画されています。我が会派の要望では、東京都病児保育推進事業の病児対応型・病後児対応型の基本分単価のかさ上げを活用し、さらなる増設に向けて協議中の2施設の早期開設を要望しました。

区は、今定例会の補正予算案で2施設の新規開設予算を盛り込み、東京都病児保育推進事業を区の歳入に入れ込みました。東京都病児保育推進事業を活用することで、東京品川病院と旗の台内科・救急クリニックの2施設を加えた新規3施設のみならず、既存の病児保育施設にとって経営の安定化など、いかなる効果があるのか伺います。また、新規3施設を加えると区内に6施設が開設されることとなりますが、区内の病児保育需要の充足度や地域偏在などの課題はどこまで解消されると考えているのか伺います。

さきの会派要望では、東京都病児保育推進事業のベビーシッターを活用した病児保育に係る検証事業に区が手を挙げて、区民が利用できるよう要望しました。区のベビーシッター事業では、待機児童対策を目的としたものと特に利用条件を問わない一時預かりを実施していますが、このたびの病児対応を目的としたベビーシッター事業は、突然の発熱など急な依頼に対応することが可能なサービスとして、施設型病児保育がカバーし切れないニーズに応えるものと期待します。

東京都病児保育推進事業のベビーシッター活用による病児保育の検証事業とはどのような事業なのか、ご説明ください。また、検証事業に参加する事業者の決定や事業開始時期はいつ頃になるのか、区民が当事業のベビーシッターを利用する用意はできているのか、それぞれ伺います。

質問の2点目は、若者のメンタルケアについてです。

さきの予算特別委員会でも取り上げましたが、協会けんぽによる令和4年の支給金額別疾患割合では、精神疾患が34.76%と1位であり、現役世代にメンタルの不調を抱える人が増えています。とりわけ10代、20代の若者のメンタル不調が増えていると見聞きすることが多くあります。ある新聞記事で区長は、行政サービスが届きにくい若者にリーチできる支援を考えたいと述べています。

区議会公明党は、令和6年度予算特別委員会の総括質疑で、国の地方版官民連携プラットフォーム事業に採用された品川区の若者に対する孤立・孤独支援について質問しました。若者のメンタルケアは、孤立・孤独支援と軌を一にする問題と捉えていて、若者をはじめ、現役世代のメンタルケアは、行政が取り組むべき施策であると考えます。

区は、本年4月よりメンタルケアの専門家によるオンラインカウンセリングを1人3回まで無料で利用できる事業を開始しました。現役世代、特に10代、20代の若者のメンタル不調の実態について、区はどのように認識しているか伺います。オンラインカウンセリング事業を始めた目的とこれまでの利用実績、年齢など利用者の属性をお知らせください。

さらに、国の孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの枠組みを活用して、現役世代のメンタルケア、孤独・孤立施策を推進するよう求めます。例えば若者にリーチしやすいカフェ的なコンセプトを用いて、メンタルケアをはじめ若者の様々な相談支援につながる場をつくってはいかがでしょうか。また、精神疾患の早期発見・早期治療につながることを狙いとして、二十歳からの健康診査の機会を捉え、区が実施しているメンタルケア事業などの情報を提供するよう求めます。それぞれ区の見解を伺います。

次に、行政の更なるデジタル活用について伺います。

質問の1点目は、デジタル商品券発行に伴うデジタルデバйд解消についてです。5月27日に招集された品川区議会第1回臨時本会議の補正予算で、プレミアム付区内商品券のプレミアム率を25%にアップ、発行総額を7億5,000万円に増額しました。物価高対策として多くの区民から歓迎の声が上がっています。

ところで、今回から初めてとなるデジタル商品券の発行ですが、デジタル商品券はキャッシュレス決済アプリPay Payを導入している区内約8,500店舗で原則使えるとのことで、使い勝手もよく、これまでの紙の商品券を購入してこなかった区民にも利用が広がると期待しています。一方、スマホを持たない、あるいは持っていないでもキャッシュレスアプリは使っていない高齢者や、キャッシュレス決済未対応の店舗は、デジタル商品券の恩恵を受けることができません。デジタル商品券にまつわるデジタルデバйдを解消して、幅広く区民にデジタル商品券を利用してもらう取組が必要と考えます。

5月27日の区民委員会の議案審査では、デジタル商品券事業におけるデジタルデバйд解消の取組として、区から地域センターでの説明会、コールセンター設置、ソフトバンクによる支援、DXコーディ

ネーターの活用などが示されました。デジタル商品券のデジタルデバйдを解消する区の実施について説明会や相談先の周知方法、Pay Pay未対応店舗が不安なくPay Payを導入することができるようになる支援策など、デジタル商品券を利用したい区民と店舗が漏れなく利用できる対応を求めます。また、区が実施しているシニア向けスマートフォン教室とよろず相談事業にてデジタル商品券利用に係る支援・相談に応じるよう求めます。それぞれ区の見解を伺います。

さて、東京都は、東京公式アプリをスマホにダウンロードした都民に今年秋頃をめぐりに一律7,000ポイントを付与すると発表しました。また、今年度から高齢者のデジタルデバйд解消に向けたスマートフォン活用支援事業を開始し、初めてスマホを購入する高齢者に購入費用の補助とスマホショップなどで使い方の支援ををするとしています。来年3月末にはドコモの3G回線のサービスが終了するなど、時代の趨勢は一層スマホを持つことが当たり前になっていくと予想します。都のスマホ活用支援事業の機会を捉え、区としてデジタルデバйд解消の施策を強化すべきと考えます。

都の公式アプリリリースと同時に、日頃からスマホを使い慣れている人がデジタルに不慣れな人に寄り添い、身近な地域で支え合う取組であるTOKYOスマホサポーター制度が始まっています。墨田区では、高齢者のフレイル予防事業で「みんなチャレ」と称するスマホ講座を開催し、スマホのチャット機能による励まし合いを利用者間で日常化することで、スマホ利用の機会を増やし、デジタルデバйдの解消につなげています。

「みんなチャレ」講座には、TOKYOスマホサポーターに登録した学生が参加して高齢者の支援をしています。TOKYOスマホサポーター制度で活動したサポーターには、都公式アプリからポイントが付与される仕組みになっています。品川区でもTOKYOスマホサポーター制度を活用したデジタルデバйд解消の取組を進めることで、区内にデジタルデバйд解消を入口とした新しい支え合いの輪ができるのではないかと考えます。TOKYOスマホサポーター制度を活用した区の施策展開について見解を伺います。

質問の2点目は、デジタル活用による窓口手続の利便性向上についてです。品川区は、これまで手続のオンライン化やキャッシュレス決済の実施により、役所に来なくても手続が可能となる「訪れない窓口」を推進し、共働き家庭など役所に来る時間が取れない区民の利便性向上を図ってきました。

ところで、先日、離婚を経験した区民の方から、戸籍、子育て、社会保障など複数の窓口を幾度も訪れなくてはならなかったと手続の大変さについて話を聞きました。行政のDX化とは、今ある手続を単にオンライン化することではなく、各所管に分散しているデータを一元化し、行政手続そのものを変革することで、いわゆるワンストップ窓口を実現することと私は考えています。これに関連して、国が行政システムの標準化を進めていますが、データの一元化まではできていないため、ワンストップ窓口の実現にはいまだ時間がかかる見通しです。

さて、目黒区には、出生、結婚、離婚、死亡などライフイベントに応じて当事者がパーソナル情報を入力することで、必要な手続や持参するものなどをリスト化し、案内するホームページがあり、各手続に必要な事項を分かりやすく情報提供しています。品川区でもライフイベントに応じてパーソナライズした手続案内をするライフイベント手続案内ページの品川版を作成し、当事者の手続に係る負担軽減と、窓口に出向く回数が必要最低限になるよう施策を求めます。また、区は新庁舎の建設を機に手続のDX化を検討していますが、各種手続のワンストップ窓口は新庁舎開設時にどこまで進むのか、見通しを伺います。

次に、障がい者の施設利用について伺います。

質問の1点目は、小山台住宅と障害者施設で強度行動障害を有する障がい者の受入れについてです。強度行動障害については、2024年第2回定例会での私の一般質問に、2024年3月時点で通所32名、短期入所20名の利用実績があると答弁がありました。また、2024年度報酬改定で強度行動障害に係る報酬の加算がなされ、国の支援も強化されています。しかしながら、当事者からは利用を希望したけれども受け入れてもらえる施設がないとの声がいまだにあります。障害児（者）は一人ひとりの状態に違いがあり、強度行動障害についても個々の事情によっては受け入れできる施設が見つからずに、本当に困っている当事者と家族がいます。

強度行動障害の支援については、国が示している中核的人材の育成など、これまでも議会質問において区に必要な対応を求めてきました。一方、現在の区内の障害者施設では、強度行動障害の受入れには、施設の広さなど施設のしつらえに課題があると考えます。品川区では、小山台住宅と障害者施設の建設を計画しています。この施設において強度行動障害を有する障がい者のさらなる受入れが可能となるよう、施設のしつらえや体制整備を求めます。区の見解を伺います。

質問の2点目は、障がい者の医療的ケアつき通所・短期入所施設についてです。重症心身障がい者の通所施設ピッコロは、ニーズの増加に対応するため、2028年度に予定している施設移転とともに、定員を現在の6名から20名に拡大します。ピッコロでの医療的ケアについて、これまで人工呼吸器が必要な方の受入れについて議論があり、現在は人工呼吸器が必要な方の受入れ実績もあります。2028年度の移転後の定員拡大とともに、医療的ケアを有する方、特に人工呼吸器を有する方の受入れを進めていただきたいのですが、区の対応はどのようなになるのか伺います。

医療的ケアつきショートステイについては、2022年に医療機関の協力を得て始まった事業が、残念ながら医療機関側の事情で7月末に終了すると聞きました。当事業のサービスを利用していた方の新たな受入先が直近の課題となります。また、区の単独事業として実施していた当事業は、指定医療機関としての空き病床を活用するので、他の入院患者で使用されている場合は利用ができないという制限があり、区内の利用者ニーズを満たすまでには至っていません。

ほかに、大田区の障害者総合サポートセンター「さぼーとぴあ」のように、東京都の医療型短期入所事業の指定を受けることで、医療的ケアが必要な障がい者専用の病床を確保した施設によるショートステイ事業があります。医療型短期入所事業による障がい者専用の病床を確保できれば、利用者により安定したサービスを提供することができます。医療的ケアつきショートステイのニーズに応えるため、7月末で終了する事業の新たな受皿が必要ですが、区の対策をお聞かせください。また、東京都の医療型短期入所事業の指定を受けた施設によるショートステイ事業も検討すべきと考えます。今後の方向性について、区の見解を伺います。

また、医療的ケアつきショートステイ事業は医療機関の協力を得ることが必要となりますが、医療側には個々の利用者の障がい特性に対応できるのかといった不安があります。事業実施に不可欠となる医療機関の協力を得るためには、障がい者に対応できる専門性を持った人材の確保など、区としてどのような支援が必要と考えるのか伺います。

最後に、下水道・井戸・ビルピット汚泥の施策について伺います。

質問の1点目は、下水道の老朽化対策についてです。埼玉県八潮市の下水道幹線の破損による大規模陥没事故以来、下水道老朽化対策への関心が高まっています。令和7年度予算特別委員会の我が会派の総括質疑において、品川区内に50年以上経過している下水道管の総延長は約240キロで、区内全体の下水道管の約5割が50年を経過しているとの答弁がありました。

下水道事業は東京都の所管ですが、事業には都が直接実施するものと、区が都から受託して事業を進めるものがあります。東京都下水道経営計画2021によると、23区を整備年代の古い順に3つのエリアに分類し、初めに最も古いエリアから老朽化対策としての再構築に着手し、2029年度までに完了する予定で、その後、整備年代の古いエリア順に再構築を進める計画になっています。品川区内では、目黒川を境とした北側が最も古いエリアに属しています。品川区の目黒川北側エリアにおける下水道管再構築の進捗状況をお知らせください。

東京都下水道経営計画2021は5年間を計画期間とし、今年度が最終年度となります。2026年度からは新たに策定した計画に基づいて下水道管の再構築が進められることになります。下水道管の老朽化対策が注目される中、区が目黒川南側は2番目に整備年代が古いエリアに属しています。2番目に整備年代が古いエリアの下水道管再構築について、2026年度以降の計画において早急な対応が望まれます。区として、都に下水道管再構築促進の働きかけを求めます。また、都からの受託事業を拡大するなど、区側としても下水道管再構築を促進するため、施策の強化を求めます。それぞれ区の見解を伺います。

質問の2点目は、民間井戸の活用についてです。今定例会に上程された補正予算案に民間井戸を防災目的で維持管理する経費が計上されました。民間井戸については、これまで区民から活用してはどうかとの声が多数あり、私も含め議会から幾多の質問がありました。それに対して区は、消火のための消防水利や災害時の生活用水は充足しているとのことで、これまで民間井戸の活用は見送られてきました。しかしながら、令和6年度能登半島地震では、断水の長期化等によって水の確保が大きな課題となり、国は災害時地下水利用ガイドラインを策定するなど、災害時の水の確保の重要性が高まる中、区が井戸事業を決断したことを評価いたします。

まず、今回の補助対象となる民間井戸は区内に幾つあるのか、お知らせください。このたびの民間井戸の活用は災害対策用とありますが、平時の防災訓練での活用など、具体的にどのような用途に活用すると想定しているのか。災害時に井戸水を使用できる人は誰なのか伺います。また、井戸を活用する際に所有者とのトラブルを避けるために、あらかじめ協定を結ぶことが必要と考えます。区の見解を伺います。

質問の3点目は、ビルピット汚泥処理についてです。下水道管より低いビルの地下にあるトイレや厨房から排出されるビルピット汚泥は、トイレから排出される一般廃棄物と厨房等から排出される産業廃棄物に仕分けされています。ビルピット汚泥はどちらの廃棄物であっても処理方法が同じであることから、これまで別々の車両でなければ収集・運搬できなかったものを1台で収集・運搬できるよう、国や都が規制緩和をしています。事業者からは、ドライバー不足やガソリン経費などの改善が見込めるため、1台で一般廃棄物と産業廃棄物を混載する車両での収集・運搬を求めています。この課題について会派から質問した際、区からは、23区全体での対応が必要であり、特別区区長会で議論されているとのことでした。特別区区長会での検討状況と、区はこの議論にどのようなスタンスで臨んでいるのか伺います。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 塚本よしひろ議員の一般質問にお答えします。

私からは、子ども・若者施策のうち、病児保育事業の拡充についてお答えします。

初めに、東京都病児保育推進事業の活用についてです。本事業の目的は、誰もが子育てしやすい環境を整備することであり、その実現のため、都が区を経由する形で、病児保育事業者に対し、国の補助金に加えて運営費等の上乗せ補助を行うものです。この補助金の拡充により、病児保育事業の安定的な運

営や新規事業者の参入促進、サービスの質の向上など多くの効果があると考えております。区では、この貴重な財源を積極的に活用し、病児保育事業の充実を進めてまいります。

次に、病児保育の需給状況と地域偏在についてです。都の補助金を活用し、新たに3施設を開設することで、品川区こども計画で定めている量的需要を満たせる見込みです。また、区の西側に偏在していた施設の配置課題も一定程度改善されると考えております。一方で、今後も病児保育の需要動向を注視し、地域バランスに留意しながら、適切に新規施設の開設を推進してまいります。

次に、都のベビーシッター活用による病児保育の検証事業についてです。本事業は、突発的な病気等で保育所等への預け入れが難しい未就学児を対象にベビーシッター利用料を助成するものです。加えて、突発的な病児保育の依頼に対応可能な体制の確保や、ベビーシッターの処遇改善にも取り組みます。これらの取組を通じて都は認定する事業者を支援するとともに、事業の評価・検証を行い、サービス内容の充実を図ることを目指しています。

最後に、事業者の決定や事業の開始時期等についてです。現在、都において調整が進められているところであり、開始時期は現時点では未定ですが、事業者の募集、研修実施、認定を経て区に実施要綱等を発出する予定と聞いております。この事業は、事業者による代行受診や夜間・早朝の急な預け入れの対応が可能になるなど、利用者の利便性が向上すると考えております。

区としましては、都の事業開始に合わせて区民の皆様が速やかに利用できるよう、事業周知や申請受付体制の整備など、必要な準備を適切に進めてまいります。今後も東京都との連携を密にしながら、区民の皆様のニーズに応える病児保育事業をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実に努めてまいります。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、若者のメンタルケアと障害者の施設利用についてお答えいたします。

初めに、若者のメンタルケアについてですが、望まない孤独・孤立は心身の健康面に深刻な影響を及ぼすことから、区では孤独・孤立対策に取り組んでいます。区の調査で20代が最も孤独を感じる方が多い結果となったこと、また、20代から30代は行政とのつながりが薄くなる時期でもあることなどから、重点的な対策を行っております。

メンタル不調の原因は、仕事、家庭、身体的なことなど様々で、それら以外にも孤独・孤立に起因する場合があります。区が当事者に対して行った調査やヒアリングでは、専門家によるカウンセリングを利用したいとの声が多くあり、事業の実施につながったものです。実績は、今年5月末までで延べ44人、年齢別では30代が最も多く、10歳未満から80代まで幅広く利用されています。

議員ご提案のカフェ的な若者への相談支援の場の提供につきましては、中学生以上の10代の若者が相談できる「しなわかカフェ」若や、病気や障害のある家族のケアやお世話に係る10代から30代の若者が気軽に立ち寄ることができる「しながわケアラズ喫茶」などがありますので、それらと相互連携により、メンタルケアおよび孤独・孤立対策を進めてまいります。また、他県の大学などでの実施の例もあり、情報収集にも努めてまいります。

メンタルケア事業の周知や情報提供につきましては、二十歳からの健康診査は、勤務先等で健診を受ける機会がない20歳から39歳までの区民の方を対象にしております。対象者が一定程度限定される面もありますが、様々な機会を捉え、メンタルケア事業をお知らせしていく必要があると考えております。そのため、関連部署とも連携し、二十歳からの健康診査をはじめ、ほかにも「二十歳の集い」といったイベントなどで周知に努めてまいります。

次に、障害者の施設利用についてですが、小山台住宅等跡地の障害者施設では、強度行動障害を有する方の受入れを前提とした施設設計を行っております。また、施設・設備と併せて対応する職員体制も重要であり、運営事業者の選定に当たっては公募要領に明記するなど、十分な受入れ体制となるよう検討を進めてまいります。

次に、医療的ケアつき通所・短期入所施設についてですが、ピッコロでの人工呼吸器使用者の受入れについては、現在利用中の方が移転後も継続できるよう調整するとともに、定員拡大に合わせて受入者数の増が可能となるよう計画を進めてまいります。障害者医療ショートステイ事業については、本年6月上旬に現在の委託先から休止通知を受けたことを踏まえ、新たな受皿について調整を進めております。現在ご利用中の方につきましては、事業休止までに新たな受入先が決まるよう、委託先と連携しながら調整を進めているところです。

今後につきましては、実施の可能性があると思われる事業者と既に交渉を始めており、東京都医療型短期入所事業も視野に入れ、調整を進めています。医療機関の協力、とりわけ障害者に対する専門性を持った人材の確保については大変難しい課題であると認識しておりますが、医療関係者のご意見も伺いながら、どのような取組が可能であるか、引き続き検討してまいります。

〔川島地域振興部長登壇〕

○川島地域振興部長 私からは、行政の更なるデジタル活用のうち、デジタルデバйд解消についてお答えいたします。

まず、デジタル商品券発行に伴うデジタルデバйд解消についてです。新たに導入するデジタル商品券は、購入申込みと買物・決済にスマートフォンが必要となるため、機器操作に不慣れな方たちも不安なく利用できるようにしていくには、デジタルデバйд対策が重要であると認識しています。このため、区では、利用者および取扱店舗に対し、広報しながらやホームページ、SNSなどによる周知・広報をはじめ、地域センターおよび中小企業センターなどを会場とした相談会の開催、コールセンターの設置による問合せの受付のほか、ソフトバンクショップの協力を得て、スマートフォン操作やPayPayアプリに関する相談対応なども行っております。これらに加えて、区内店舗の経営者などに対しては、商連サポーターや区のDXコーディネーターの派遣により、キャッシュレス決済対応の個別相談も実施予定です。

次に、高齢者へのデジタルデバйд対策についてですが、TOKYOスマホサポーター制度を活用している自治体の情報などを収集するとともに、既存事業等の関連性も考慮し、検討してまいります。また、初めてのスマホ体験教室での基本操作のご案内や、スマホよろず相談の個別対応等を通じて、デジタル商品券に係る高齢者への支援を丁寧に行っております。これらの取組を通じて、幅広い世代の利用者と多様な店舗がデジタル商品券を円滑に利用できるよう、引き続き丁寧な導入準備を進めてまいります。

〔久保田企画経営部長登壇〕

○久保田企画経営部長 私からは、デジタルを活用した窓口手続の利便性向上についてお答えいたします。

現在、区は、DX推進基本方針の下、オンライン申請を推進し、来庁不要の体制を強化しています。また、分かりやすく利用しやすいスムーズな窓口を提供することは、区民の利便性を向上するための重要な視点であると認識しており、ライフイベントに応じた手続を案内することは、区民サービスの向上につながるものと認識しています。

昨年度実施した職員が区民として手続を体験する窓口体験調査は、区民目線での業務の見直しであり、記入した申請書類の多さや待ち時間が長かったなどの課題が明らかとなりました。この結果を踏まえ、令和7年度は転入と転居に関する手続チェックシートを試行的に作成し、区民に提供してまいります。今後は、この取組を他のライフイベントにも拡大し、必要な手続やお持ちいただく書類等の見直しを進めるとともに、デジタルガイド化についても検討してまいります。

次に、新庁舎におけるワンストップ窓口については、これまで対象とする手続の検討や業務課題の抽出など、着実に準備を進めているところであります。引き続き国のシステム標準化の動向を踏まえつつ、これまでの取組を通じて得られた知見を基に従来の業務プロセスを抜本的に見直し、利便性の高いワンストップ窓口の実現に向けてDX化に取り組んでまいります。

〔溝口防災まちづくり部長登壇〕

○溝口防災まちづくり部長 私からは、下水道と民間井戸、ビルピット汚泥の各施策についてお答えいたします。

初めに、下水道の老朽化対策についてです。東京都では、下水道管の老朽化対策としての再構築事業を整備年代の古いエリアから順次進めております。品川区においては、目黒川北側の約300ヘクタールが第一期再構築エリアとして位置づけられております。区では、設計や工事の一部を東京都より受託し、令和6年度末時点で約50ヘクタールを実施しており、東京都においても約100ヘクタールを実施しております。令和7年度におきましても、東五反田一、二、三丁目や北品川二、三丁目などにおいて再構築工事を実施予定です。

また、品川区の大部分が含まれる目黒川南側のエリアは第二期再構築エリアに位置づけられており、東京都の計画では第一期再構築エリアの完了を見据え、第二期再構築エリアの着手に向けた検討を開始するとしております。区といたしましては、今後とも東京都の計画に基づき、連携して再構築事業を進めてまいります。あわせて、これまでも事業の促進を東京都に要望してきておりましたが、第二期再構築エリアの取組も含め、さらなるスピードアップを要望してまいります。

次に、民間井戸の活用についてです。能登半島地震において、断水時に民間井戸や湧き水を活用した代替水源の有効性が改めて認識されました。これを受けまして、国では災害時地下水利用ガイドラインが策定され、区としても災害時における民間井戸を活用した水源の確保について、その重要性を再認識したところです。そこで、現在区が把握している民間井戸は約40本ですが、新たな災害対策用井戸の補助制度を整備することで、区内にある災害時に活用できる民間井戸の把握とともに確保を図ってまいります。

災害時の民間井戸の活用につきましては、水道が長期間にわたり断水した際に、在宅避難者の生活用水に利用していただくことを想定しております。そこで、災害時に井戸水を生活用水として利用できるように防災訓練を実施するなど、平時からの取組も行っていきたいと考えております。また、井戸の所有者の方へは、井戸の所在地の公表と地域の方が平時の訓練や災害時の利用などについてご承諾いただいた上で、災害対策用の井戸として登録することとしております。

最後に、ビルピット汚泥についてです。汚泥の収集・運搬事業者からは、令和5年9月に区長会に対し、ビルピット汚泥の効率的な収集・運搬に向け、規制緩和を求める働きかけがありました。その動きを踏まえ、東京二十三区清掃協議会の許可事務検討会では、汚泥処理施設の現地視察や各区アンケートなどを実施し、課題の整理に取り組んでいるところです。

ビルピット汚泥の混載は、計量記録の確保を新たに許可条件に付すなど、適正な処理や管理を確保す

る取組が必要であります、事業者からの要望は、廃棄物処理の効率化と環境負荷の軽減に資するものと認識しているところです。区といたしましては、協議会での条件整備などの検討状況を注視しながら、必要な働きかけを行ってまいります。

○渡辺議長 以上で塚本よしひろ議員の質問を終わります。

次に、吉田ゆみこ議員。

〔吉田ゆみこ議員登壇〕

○吉田ゆみこ議員 品川・生活者ネットワークの吉田ゆみこ、一般質問を行います。

最初に、品川区児童相談所開設6か月時点での検証について質問します。

2024年10月1日に開設された品川児童相談所は、開設後約8か月が過ぎました。本年4月策定の品川区こども計画には、品川区における児童虐待件数は増加傾向にあり、複雑化・深刻化していく子どもや家庭をめぐる問題に対応するため、これまで子どもと家庭に関するあらゆる相談を実施してきた子ども家庭支援センターに加えて、令和6年10月、新たに区立の児童相談所を設置しましたとあります。

もとより、生活者ネットワークは、家庭での養育に課題がある児童も地域で育つ権利があり、児童相談所もそれぞれの地域で開設されるべきと主張してきました。2004年の児童福祉法改正により、23区では児童相談所開設が認められました。

児童相談所設置の意義は、児童虐待の増加や問題の複雑化・深刻化に対応するだけではなく、その現状においても、なおかつ子どもたちが地域で育つ権利を地域が保障していくことにあります。品川児童相談所開設8か月が過ぎた今、改めて「子どもは地域で育つ」理想に寄り添う視点、また、児童相談所事業を支えるための市民社会や自治体行政が果たすべき役割を考える視点で事業の検証を行いながら、一区議会議員としても品川児童相談所事業を進めていきたいと考え、以下質問をします。

現時点での成果と課題の検証および検証の視点について伺います。一般的には、事業開始後半年、1年など区切りをつけて検証を進められると考え、6か月時点での検証という質問項目を立てましたが、区が考えておられる区切りで結構ですので、その時点での検証についてお答えください。また、今後どのような区切りで検証されるか、現時点での計画をお知らせください。検証はどのような立場の方たちがされるのでしょうか。検証の視点はどのような内容でしょうか。検証がどのような立場の方たちで行われるか。また、検証の視点や検証内容は区民としても知って理解すべきものであり、どこかに明記されるべきものと考えます。4月策定の品川区こども計画の中では読み取れませんでした。見落としかもしれませんが、この機会にどこに明記されるか、お示しください。

次に、アドボケイトの仕組みについて伺います。私は、これまでも児童相談所について質問をする際、必ず子どもの意見表明権を保障する視点から、アドボケイトの仕組みづくりを求めてまいりました。昨年10月の決算特別委員会でも、アドボケイトの仕組みを求める視点で質問をしました。質問した時点での一時保護担当課長の答弁では、事業者の選定、具体的なアドボケイトの方法など、事業者と一時保護担当課が相談しながら、具体的な方策を検討していることが分かりました。その時点ではあくまで検討中とのことでしたが、現時点ではどこまでアドボケイトの仕組みが構築されているのか伺います。既に仕組みとして動き始めているのであれば、現時点での区としての評価を伺います。また、課題と認識されていることがあれば、その点も伺います。あわせて、課題をどのように修正していこうとしているのかも伺います。

また、順調に動き始めたアドボケイトの仕組みについても、今後定期的な検証が必要と考えます。どのような立場の方がどのような視点で検証されるのか伺います。アドボケイトの仕組みの検証もどのような立

場の方たちが検証するのか、検証の視点はどこに置くのかなどは、議会や区民にも分かるように明記されるべきと考えます。どのように明記されるのか、お示してください。

次に、オンブズパーソン制度について伺います。子どもオンブズパーソンは、子どもコミッショナーとも言われます。子どもの権利を守るための政策を立案し実行するのは、国や政府、自治体の責任ですが、子どもオンブズパーソンは、子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視する役割を果たします。また、子どもの代弁者として、子どもの権利の保護促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告をします。

このため、多くの子どもオンブズパーソンは、子どもとの対話や子どもから意見を聞くことを大切にしており、不利な立場に置かれた子ども、例えば虐待や社会的養護を受けていたり、障害があったり、少年院や児童養護施設にいる子どもに会いに行く権限を持っています。そのため、子どもからもアクセスがしやすいことが重要です。子どもに関連する人や子ども自身からのものを含む苦情申立てに対応して、必要な救済を提供することも大切な役割です。日本の自治体で設置されている子どもオンブズパーソンはこうした個別救済の役割を果たしており、子どもの権利に関する研修や意識啓発なども行います。

品川区においても、オンブズパーソン、もしくは子どもコミッショナーの制度が構築されるべきと考えます。国は、子どもの権利を守る責任があるのは当然ですが、その行政の役割を第三者的な視点で監視するオンブズパーソンはぜひ必要です。この制度を構築する役割は、区としての子どもの権利を守る責任の一環と考えますが、見解を伺います。既に検討中であれば、検討の進捗状況も伺います。

児童相談所に関する最後の質問として、子どもの権利条例制定について伺います。区の条例は、区で実施する様々な事業の実行を保障する、国で言えば法律に相当するものと考えます。ここまで様々な子どもの権利擁護の制度について質問してきました。しかし、その制度の根本的な理念、基本的な姿勢を保障するための条例がないのは、根がない木を無理に押し立てているようで、区民としては不安定な状況にあると危惧するところです。これまでも条例はつくらないが、制度の中で子どもの権利を保障するという答弁はいただいていると思いますが、まさに根のない木を押し立てている状況です。

児童相談所が動き出して半年以上が過ぎた今、（仮称）品川区子どもの権利に関する条例を、子ども、市民参加はもとより、これまで区内で子どもの権利を守る活動をしてきた多数の市民団体と共に策定するときであると考えますが、見解を伺います。本年6月5日時点で児童相談所を設置している区は23区中10区です。うち大多数の自治体が子どもの権利条例、または子どもオンブズパーソンの仕組みを条例により整えています。いずれの条例も制度も持たないまま児童相談所を開設、運用する自治体があれば、お示してください。

2番目の質問として、品川区立学校における不適切指導に関する児童生徒への調査について伺います。

まず、東京都教育委員会による不適切指導調査の内容についての質問です。これまでも品川区立学校における教員による児童・生徒への不適切指導について度々質問に取り上げてきました。昨年的一般質問でも、決算特別委員会でも、児童・生徒に対する不適切指導の調査方法について取り上げました。かつては東京都教育委員会作成の不適切指導に関するアンケートを担当の教師が配り、記入したアンケート用紙をそのまま担任が回収するという、それこそ調査としては不適切な手法が取られていましたが、現在では郵送やオンラインによる回答も可能になっており、その点については大変評価をしています。

一方で、東京都教育委員会作成のアンケートの内容が、性暴力やセクシャルハラスメント系の不適切指導に偏っていることについては、やはり疑問を禁じ得ません。品川区教育委員会事務局指導課の認識としては、近年、性的な不適切指導が横行しており、その事態への対応をしっかりと行うということとし

た。その点は理解するものの、いわゆる生徒指導提要105ページに記載されている暴力的な不適切指導に苦しむ児童・生徒が全くいなくなったわけではないと考えます。

先月5月21日には、不適切指導がきっかけで自死に追い込まれた児童・生徒のご家族、安全な生徒指導を考える会による院内集会が衆議院会館で開かれ、私も参加しました。そこで語られる不適切指導の事例は、「このままだと内心書書かないぞ」などの暴言や椅子を振り上げたり、机を強くたたくなどの暴力的な行為でした。現在、区内の児童・生徒に行われる不適切指導についてのアンケートには、そこで直接尋ねられている性暴力やセクシャルハラスメント的な不適切指導以外の暴力、暴言、また生徒指導提要105ページに例示されている、「大声でどなる」、「殊さらに児童・生徒の面前で叱責する」、「他の児童・生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う」などについても書いていいのだということを、生徒自身だけでなく、保護者にもしっかり伝えることを改めて求めますが、見解を伺います。

次に、品川区が小中学生に貸与しているタブレット端末にあるＳＯＳ機能について伺います。学齢期の児童・生徒の保護者から、品川区から貸与されているタブレット端末にＳＯＳフォルダが格納されていることを伺いました。そのフォルダをタップすると、チャイルドラインやいじめ相談のアイシグナル、いじめポータル、ヤングケアラー、にじいろ相談など、様々な相談窓口が表示されます。あくまで画面上の表示を見せていただいただけなので、児童・生徒にとって使い勝手のよしあしは判断できませんが、相談のハードルを下げる意味では有効と感じました。

しかし、有効な機能となるのは、生徒たちが使いこなしてこそです。このＳＯＳフォルダを積極的に活用する促しはどのように行われているのか伺います。児童・生徒だけでなく、保護者にもＳＯＳフォルダを格納した趣旨と活用の促しを行うべきと考えます。保護者への説明と活用の促しはどのように行われているか、お答えください。

気になったのが、いじめ相談のボタンはあるのに、不適切指導相談のボタンが見当たらないことです。考えてみれば、不適切指導は教員によるいじめにほかならず、大人であれば、いじめ相談をタップして不適切指導についての相談をするかもしれません。しかし、児童・生徒がその判断をするためには、教員や保護者の促しが必要と考えます。まず、教員による不適切指導についての相談は、このＳＯＳ機能のアイシグナルやいじめポータルを活用するという理解でいいか、お答えください。そういう理解であれば、児童・生徒に対する活用の促しはどのように行われているか伺います。もし不適切指導の相談はできないのであれば、児童・生徒にとってのＳＯＳ機能としては不十分であると判断せざるを得ませんが、見解を伺います。

また、もし不適切指導は教員によるいじめと理解して、いじめに関するＳＯＳ機能を使っていいということであれば、区長部局に置かれたいじめの相談窓口についても、不適切指導に苦しむ児童・生徒とその保護者は活用していいという理解ができます。区長部局にいじめの相談窓口が設けられた趣旨は、加害者が未成年であるいじめについては、教育委員会としては、加害生徒に対しても福祉的視点の指導が求められるのに対し、区長部局は、第三者的な立場からあくまで被害生徒の人権を守るという視点で、法的な対応も含めて相談を受ける制度であると理解しています。不適切指導はまさに成人の教員が行うものであり、加害者への福祉的配慮よりも被害生徒の人権を守るとする区長部局の相談窓口は、適切な相談先と言えるのではないのでしょうか。

さきに紹介しました院内集会では、自死を選んでしまった被害生徒の家族からは、校門の外で行われたら犯罪と呼ばれるものが、なぜ校門の内側では指導と呼ばれるのかという悲痛な発言が繰り返されま

した。改めて品川区においては、不適切指導も区長部局に置かれたいじめ相談窓口で被害生徒の人権を守る視点で相談を受け付けるべきと考えますが、見解を伺います。

次の質問は、品川区における精神障がい者の相談支援についてです。

毎年品川区が発行する「障害者福祉のしおり」を見ると、私が議員になった10年前に比べて相談の窓口が格段に増えていることを実感します。10年前に質問に取り上げた際には、地域拠点相談支援センターも、指定特定相談支援事業者も本当に少なく、したがって、相談支援専門員の数も他区に比べて少なかったことを記憶しています。

当時、様々な障がい者団体の方たち、また、障がい者ご本人からご意見を伺い、どこから改善を求めていまいしょうかと協議を重ねた結果、結論は、障がい者の意見を真摯に聞いてくれる相談窓口を求めたいという、ある意味では大変ささやかなご要望でした。その後の当事者の皆さんの粘り強い働きかけが区を動かしたのであり、区の役割としては当然のことではありますが、当事者のお声を受け止めた区の施策は評価します。

しかしながら、さらに丁寧に「障害者福祉のしおり」を見ると、精神障がい者の相談窓口が他の障害に比べて少ないことに気づきます。地域拠点相談支援センターは全部で5か所あるのに、その中で主たる対象者に精神を掲げているのは「たいむ」1か所です。障害福祉サービスの利用計画策定のための指定特定相談支援事業所は複数ありますが、12事業所のうち7事業所であり、そのうちの1事業所は、主に発達障害の方と限定しています。

精神障がい者の相談支援については質問に取り入れたいとテーマを探っていたところ、区から精神障がい者の退院・居住支援コーディネート事業が提案されたため、これを事例に質問することにいたしました。まず、事業者の選定について伺います。例えば、区外事業者も対象としたプロポーザル方式による募集なども考えられるべきだったと思いますが、区内の社会福祉法人2団体に意向確認を行い、片方の法人は辞退、結果として残った社会福祉法人福栄会を選定したということです。どうしてこのような選定方法を選択したのか、まずはそれを伺います。

さきに述べたとおり、品川区の障がい者福祉の中でも精神障がい者の相談窓口が少ないのは確かであり、精神障がい者の相談窓口を増やす施策を進めるという事業の方向性は評価します。しかし、事業者選定について事業者の意向確認で決めてしまうのはあまりに乱暴と考えますが、見解を伺います。どこをどのように評価して福栄会を選んだのか、お知らせください。

次に、契約金額の算定について伺います。各会計予算事項別説明資料を確認しました。民生費、障害者支援費の中の地域生活支援事業の45ページに、精神障害者の退院・居住支援コーディネート事業2,400万円と記載されており、2,400万円の内訳の説明は何もありませんでした。どのような費用を積み上げてはじき出された予算なのか、お示してください。

この事業の趣旨は、現在医療施設などに入院・入所されている方たちの中で、ご本人やご家族の地域に戻って暮らしたいという意向をかなえるための事業と考えられ、事業の趣旨は評価しますが、入院されていた方が地域で暮らすための居住支援で求められるのは、住む場所以外に、いつでも相談できる精神障害に専門性を持つ相談窓口、できたら24時間の相談窓口です。また、区内には精神疾患の方が入院できる医療機関はなく、精神看護師の訪問ステーションもありません。

そのため、入院時の主治医と連携する精神医療の専門医や公認心理師等の地域の様々な支援体制との連携が必要です。かつて、ぐるっぽの地下で精神看護師訪問サービス、精神科クリニックを開設されていたと思います。また、残念ながら開設前に撤退されてしまいましたが、精神科デイも計画されていま

した。つまり、このような医療サポートが退院後の精神障がい者の方には必須と考えますが、この精神障害者相談支援センターでは可能なのでしょうか。どのようなサポート体制か、お知らせください。また、その連携の在り方についてどのように福栄会に意向確認したのか、お知らせください。

最後に、この事業を構築するに当たり、当事者のご意見をどのように伺ったのか伺います。品川区には精神障がい者の団体が2つあります。当事者の団体である年輪の会と、家族会である品川区精神保健福祉家族会、通称かもめ会があります。このような当事者団体の方と意見交換をして、退院後に必要となるサポート体制を把握すべきと考えますが、そのようなヒアリングはされたのかどうか伺います。

最後に、羽田新飛行ルートについて質問をします。

品川・生活者ネットワークは、羽田新飛行ルートに計画当初より反対してまいりました。理由は、繰り返して主張してきたとおり、騒音、落下物の危険、さらには墜落のリスクはゼロにはできず、そのリスクは離陸直後と着陸直前が多いというのはよく知られているところです。それなのに着陸直前にわざわざ多くの人口が密集して暮らしている東京23区上空を通すルートを設定するというのは、どんなに経済効果を言われても納得できるものではありませんでした。

ところが、昨年、国交省が2回にわたって示してきた時間別詳細飛行実績を見ると、国交省が当初新ルートによって目指すとしてきた増枠の効果は、従来のルートで十分可能であることが分かる内容でした。国交省レクチャーの場でこの点を追求しても国交省は明確な回答を避け、言を左右にするばかりでした。既に国交省の新ルート効果の理論は破綻していると言わざるを得ません。

昨年12月24日に開かれたいわゆる固定化回避検討会で示された案を見ると、23区の他の区については多少のリスク回避は見られるものの、品川区についてはむしろ経路として固定化されていると判断せざるを得ません。これまで区長・副区長が国に申し入れてこられたことは、残念ながら固定化回避検討会が示した案には反映されていません。そうであるならば、今こそ国交省の時間別詳細飛行実績と固定化回避検討会が示した品川上空を固定化したルート案で示されたデータを根拠に、品川区として新飛行ルートに反対の姿勢を示すべきと考えますが、見解を伺います。

この質問の準備を行っていた6月12日、インド西部グジャラート州の中心都市アーメダバードでエア・インディアが運航する旅客機が空港を離陸直後に墜落する事故が起きました。事故機は現地の医科大学の学生寮に衝突したそうです。飛行機の搭乗者のみならず地上の住民も巻き込む重大事故となりました。どんなに安全性を追求した飛行機であっても、事故のリスクはゼロにはなりません。しかし、そのゼロにはできないリスクを少しでも減らす努力はすべきです。

羽田空港に関して言えば、海に突き出した空港であり、事故が多いとされる離陸直後と着陸直前の魔の11分をわざわざ陸上ルートを使わなくても離発着が可能です。そして、国交省が示すデータによれば、新ルートによって目指すとしてきた増枠の効果は、従来のルートで十分可能であることが明らかになったのです。もちろん海上だからといってリスクはゼロにはできませんが、新飛行ルートよりは被害想定が少ないのは明らかです。改めて元の海から入って、海から出る従来ルートに戻すことを品川区として主張することを訴えて、質問を終わります。

ご清聴いただきまして、ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 吉田ゆみこ議員の一般質問にお答えします。

私からは、区立児童相談所の検証等についてお答えします。区立児童相談所は、令和6年10月に開設し、「子どもの笑顔をみんなであつなぐまち・しながわ」を基本理念として、子どもの最善の利益と権利

保障に資するよう、主体的に相談から援助、子どものケア、保護者支援、家庭復帰まで一貫した支援を行っております。この理念に基づいた支援を効果的に実施し、継続的に改善していくためには、定期的な検証と評価が不可欠だと考えております。

まず、検証の時期と計画についてです。区立児童相談所の開設から約8か月が経過しましたが、現時点で相談業務や関係機関連携等について所内点検を行い、業務のアップデートを随時図っております。今後は、先に開設している自治体も参考に、開設3年目の節目に、第三者評価の受審を皮切りとして、3年ごとに定期的な検証を実施してまいります。

次に、検証の実施体制についてです。児童福祉の専門家、弁護士、学識経験者などの外部有識者と区の関係部署の職員で構成される委員会を立ち上げ、多角的な視点から検証を行う予定です。検証の視点は、「相談対応の迅速性と適切性」、「関係機関との連携状況」、「児童虐待の未然防止と早期発見の取組」、「職員の研修体制」等を重点的に評価する予定です。

最後に、検証内容の明記についてです。区としても、区民の皆様にご理解いただくことが重要であると認識しております。そのため、今後、区のホームページや広報等で検証の視点や内容を公表してまいります。

〔佐藤子ども未来部長登壇〕

○佐藤子ども未来部長 私からは、アドボケイトの仕組み等についてお答えいたします。

現在、区では、アドボケイトの一環として意見表明等支援事業を実施しております。この事業では、一時保護所に入所中の児童等を対象に、専門資格を有する支援員が週に1度訪問しています。事業開始当初は、子どもたちと支援員の距離感や関わり方等に課題がありましたが、訪問を重ねるにつれて、遊びやおしゃべりといったコミュニケーションを通じて、自然な形で子どもの意見や意向をくみ取ることができるようになりました。この取組をさらに充実させるため、月に1度、支援員と一時保護所職員等が情報共有のミーティングや勉強会を行うなど、継続的な改善に努めております。

アドボケイトの検証については、今年度、専門機関による一時保護所への第三者評価の中で実施いたします。この評価では、子どもの権利擁護の観点を重点としつつ、入所環境や日常の過ごし方などを含めて実施する予定です。検証結果は、区のホームページ上で公表いたします。

次に、オンブズパーソン制度についてです。区では、これまで子どもの権利擁護のために、子どもの居場所の設置や相談機能の充実をはじめとする子ども施策の推進に積極的に取り組んでまいりました。現在、オンブズパーソン制度は導入しておりませんが、本制度が子どもの権利擁護に寄与するものと捉えております。今後、国の動向や先進自治体の取組を注視してまいります。

最後に、子どもの権利に関する条例についてです。こども基本法には、子ども施策の基本理念や地方公共団体、国民の責務などが明記されています。区としては、この法律に基づいて子ども施策を着実に推進すべきと考えており、現時点で独自の条例制定は考えておりません。また、児童相談所を設置する他の特別区における子どもの権利条例や子どもオンブズパーソン制度等の状況は様々ですが、当区と同様の状況にある区は検討中も含めて3区ございます。区といたしましては、今後もこども計画などを通じて子どもの視点に立った施策を展開し、子どもの意見を尊重しながら、こどもまんなか社会の実現と子どものウェルビーイングの向上に努めてまいります。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 私からは、教育に関わるご質問にお答えいたします。

初めに、東京都教育委員会による不適切指導調査の内容についてのお尋ねですが、区教育委員会とし

ましても、体罰および不適切な指導につきましては子どもに対する重大な人権侵害と捉え、根絶を目指しております。現在、性暴力や体罰、不適切な指導に関する調査は、都が作成し、区市町村教育委員会が学校を通じて児童・生徒に配布する相談シートによって行われております。都が相談シートや相談先の連絡などによって集約した相談内容については区教育委員会にフィードバックされており、これを踏まえて区教育委員会が各学校に対し調査を行うなど、効果的に活用を図っております。

相談シートを通じて報告された相談内容を見ますと、暴言等の不適切な指導に関する相談もあり、不適切な指導の認知・把握にも、この相談シートが十分役割を果たしていると考えております。また、学校が児童・生徒へ相談シートを配布する際には、校長講話等を行って児童・生徒に対する趣旨説明を行うとともに、保護者宛ての通知文も配布しており、その中で体罰や不適切な指導に関する相談も記載できる旨を明記し、啓発を図っております。今後も、性暴力および不適切な指導の根絶に向けて、本調査の活用促進のための啓発に努めてまいります。

続いて、タブレット端末に設置しているＳＯＳ機能に関するご質問にお答えします。まず、ＳＯＳフォルダの活用促進ですが、年度当初に児童・生徒に対して目安箱やアイシグナルについて説明する際に、タブレット端末にＳＯＳフォルダがあることを周知しております。困ったことや悩みがあるときに相談できるツールとして、アイシグナルやチャイルドラインのアイコンが設定されております。また、保護者に対しても同時期に学校から相談ツールの設定について案内し、その活用を促進しています。

次に、児童・生徒からの教員による不適切指導の相談内容については、目安箱に加え、生徒はアイシグナルを利用することができます。これらを通して投稿があった際には、教育総合支援センターが児童・生徒からの相談内容を把握して学校管理職に報告し、必要に応じて学校管理職から当該教員に指導を行う体制を整えております。また、区長部局が運営しているいじめ対策ポータルサイトやいじめ相談窓口に不適切指導についての相談があった際には、所管である教育委員会と情報共有し、適切に対応しているところです。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、精神障害者の相談支援についてお答えいたします。

初めに、精神障害者の退院・居住支援コーディネート事業の事業者選定についてですが、前提として、障害者総合支援法の中で、「市町村は地域生活への移行事業を実施する地域生活支援拠点等を整備するものとする」と規定されております。そして、本事業を実施するには、地域生活支援拠点を運営していることが要件となります。

品川区では３か所の地域生活支援拠点を整備しており、その拠点の運営法人へ事業実施に向けた意向確認を行ったところ、１つの法人から事業計画書が提出されました。計画書に沿って、取組方針、実施体制、事業内容、実績等の評価項目について審査を行い、事業者を決定したものです。

次に、契約金額につきましては、４人分の人件費２,２００万円余、備品等３００万円余、事務費２００万円余の合計から事業収入に当たる給付費３００万円余を引いた額２,４００万円と算定いたしました。

サポート体制は、精神保健福祉士や保健師等の資格および経験を有する専門職を４名配置しております。病院訪問や退院支援のほか、退院後のサポートについても医療機関と連携して実施することについて、事業者である福栄会と十分に確認を取っております。なお、区内には精神疾患のある方が入院できる病院は１か所、精神科訪問看護を行う訪問看護ステーションは４０か所あります。退院後のサポートについては、今年度から地域自立支援協議会全体会に団体の代表の方や当事者の方にご参加いただく予定となっており、当事者等のご意見を事業に反映できるよう努めてまいります。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、羽田新飛行ルートについてお答えいたします。

初めに、新飛行ルートの目標離着陸回数が従来ルートの実績で可能となっているとのご指摘についてです。国からは、「従来ルートで常時達成可能な時間値は1時間当たり82回であり、必要な処理容量を安定的に確保するためには、新経路により運用が必要となる。なお、気象状況等により、時間値を一時的に超える離着陸が行われることもある」と聞いております。

次に、昨年末の固定化回避検討会で示された検討結果について、国は、「今回の検証は、RNP-A R方式の導入が技術的に可能であるとの結論に至ったものである。見直し後のルート案が具体的に決まったものではなく、引き続き固定化回避に向けた取組を継続する」としています。新飛行ルートについては、国より検討が進められている固定化回避検討会において、前回の開催から2年以上の検討期間があったにもかかわらず、具体的な方策が示されませんでした。

もとより区は、具体的な取組内容の提示と早期の実施について強く要望してきたところであり、今回の結果は看過できず、検討会翌日の12月25日に区長名により国土交通大臣宛て申入書を提出いたしました。今後も国に対し、全区民アンケートによる地元区民の声を重く受け止め、次回検討会を早期に開催し、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施が早期に行われるよう、引き続き国に対し強く求めてまいります。

○吉田ゆみこ議員 自席より再質問いたします。

最初に、児童相談所です。検証されるということと、それから検証の内容については、ホームページで公表されるということでしたが、やはりどういう視点で、どういう立場の方たちが検証されるのかということも公表していただきたいと思うんですが、その点についてのご答弁が、ちょっと聞き漏らしかもしれませんけれども、もう一度伺いたいと思います。それを明記していただきたいと思います。

それから、不適切指導については、様々大分いろいろなことが改善されてきたというふうに評価をいたします。結局SOS機能のアイシグナルとかを使えるよということが、保護者にも、それから児童・生徒にもきちんと伝わっているという理解でよろしいのでしょうか。その辺がどうも不十分なような気がしていて、その点について改めて確認ですけれども、再質問させていただきます。

精神障がい者の相談支援についてですけれども、最後の当事者のご意見をどのように伺ったのかということについてご回答がなかったように思うんですけれども、その点についてすごく大事なことだと思うんですけれども、本当に必要とされる方たちのご意見をぜひ聞いていただきたいという趣旨の質問ですので、いただきたいと思います。

それから、羽田新飛行ルートについてです。申入れをされたのは承知しておりますけれども、やはりここまで来たら反対すべきというふうに考えるんですけれども、その点についてお考えはどうでしょうか。以上です。

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 吉田ゆみこ議員の再質問にお答えします。

児童相談所の検証についてですが、ご指摘いただいたような誰が検証したのか等も公表していく予定であります。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 教育に関わる再質問にお答えいたします。

SOSフォルダにつきましては、先ほども申し上げましたように、年度当初に申し上げております。

それから、先ほどの相談シートというものを年に2回配っておりまして、校長等の講話も年に2回実施する。あるいは学校だよりであったり、そういうもので学校の中でもきちんと相談ができる場合もあるし、SOSフォルダというものも使える。子どもの悩みというのは日々あるものですから、学校のその場その場の状況に応じて日々、校長、あるいは担当の教員からそういうツールがあるということを周知しているものでございます。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 退院・居住支援コーディネートの再質問にお答えいたします。

まず、本事業は、事業スキームが決まっているということ、それから、対象となる運営法人が、先ほどご答弁申し上げたように区内には2法人しかないということ、そしてニーズがあるということ、これらを踏まえて、まず事業の着手を始めたというところでございます。

当事者のご意見ということですが、当事者のご意見につきましては、運営開始後、開始前からということにもなると思うんですが、地域自立支援協議会にご参加いただくという中でご意見をいただきながら、どのような運営が望ましいかということについてしっかりご意見を受け止めて反映させていきたいと考えております。以上です。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 羽田新飛行ルートに関する再質問についてお答えいたします。

議員からは、昨年の固定化回避検討会で具体的な内容が示されたとするご質問の内容だったかと思いますが、国につきましては、今回、昨年の検討会では技術的な2つの飛行方式について確認が取れたと。具体的な代替案についてはまだ示されておらず、引き続き検証を行うということでございます。

区としましては同様の認識でございまして、昨年の検討会に示された結果について、昨年の12月に国に対して提出した申入書での看過できないとする区の姿勢は、この具体的な方策が示されなかったことに対するものでございます。区としましては、今後も次回開催を早期に行い、具体的な方策の提示とその実施が早期に行われるよう、引き続き国に対し強く求めてまいります。

○吉田ゆみこ議員 自席より再々質問させていただきます。

児相の検証については、様々分かってまいりました。いろいろなことが公表されるんですが、きちんとそれも伝わるような形で公表をぜひ求めたいと思います。それから、やはり子どもの権利条例というのは制度の根幹になることですので、ほかの区のことを言いましたけれども、品川区としては品川区の立場として条例を制定するということを強く求めていきたいと思います。もしそれで見解があれば、伺いたいと思います。

それから、子どもたちの不適切指導に関しては、様々工夫がされてきたことを評価いたします。ぜひ少しでも子どもたちがそこにアクセスしやすいように、君たちにはその権利があるんだよということをこれからも丁寧に伝えていっていただきたいと思います。

また、精神障害者の相談窓口ですが、やはり当事者の方たちの意見というのはすごく大事で、自立支援協議会に1団体は参加されているんですが、当事者の会は参加されていません。自立支援協議会で全て聞き取れたというふうに判断するのはちょっと早計かなと思うんですが、もし当事者の方たちのご意見を伺う機会を想定されているのであれば、その点について伺いたいと思います。

それから、羽田新飛行ルートについては、ここまで来たら、なかなか品川区の言い分というか、せっかく要望されてきたことが通らないという事態ははっきりしていると思います。ぜひ反対ということを表明していただきたいと思いますが、改めてその点について伺います。

〔佐藤子ども未来部長登壇〕

○佐藤子ども未来部長 再々質問にお答えいたします。

子どもの権利条例についてです。区では、国際的な枠組みである子どもの権利条約が掲げる子どもの最善の利益など4つの原則の実現に向け、区立の児童相談所の開設をはじめ、子育て支援事業や児童福祉事業などの施策を先進的に実施しております。また、こども基本法には地方公共団体の責務が明記されております。我々は、この法律を大事な指針とし、子どもへの様々な支援策を積極的に推進しております。したがって、区としては現時点で独自の条例の制定は考えておりません。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 再々質問にお答えします。

まず、地域自立支援協議会全体会につきましては、団体の代表の方でまとめた意見として伺いするという場としてまず設定をさせていただいております。それ以外にも、日々窓口の電話等でもいろいろなご意見をいただいておりますし、これからも様々な機会を捉えて当事者の方のご意見をしっかり事業に反映させていくよう努めてまいります。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 羽田新飛行ルートに関する再々質問についてお答えいたします。

昨年度末の検討会で示された検討結果につきましては、開催から2年以上の検討期間があったにもかかわらず具体的な方策が示されなかった。それに対しまして、昨年12月には国土交通大臣宛てに直接申入書をお渡ししまして、看過できないとする区の姿勢を示したところでございます。区としましては、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施が早期に行われるよう、引き続き国に対し強く求めてまいります。

○渡辺議長 以上で吉田ゆみこ議員の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時59分休憩

○午後1時開議

○渡辺議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

まつざわ和昌議員。

〔まつざわ和昌議員登壇〕

○まつざわ和昌議員 品川区議会自民党・無所属の会を代表して、区民の皆様から賜りましたSNSからの投稿や地域の方より伺ったご意見・ご要望を踏まえ、代弁して質問いたします。

初めに、犯罪被害者支援について質問いたします。

昨今、交通事故、殺人、傷害、強盗、性犯罪など、凶悪な事件報道を目にする機会が続いております。犯罪被害に遭う方は特別な人ではなく、社会で普通に暮らしている人たちです。その平穏な暮らしの中で犯罪や事故は突然起きるのです。犯罪や事故は、被害者本人だけではなく、その家族や周辺の人々の生活、心身、経済状況にまで深刻な影響を及ぼします。犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、または軽減し、再びそれぞれの平穏な暮らしを取り戻せるように配慮していくことは、誰もが犯罪被害者等になり得る中で、社会全体として取り組むべき課題であります。そのためには、周囲の人たちが被害者

の置かれた状況をよく理解し、被害者に配慮した対応を心がけることが大切です。

現在、国での犯罪被害者等基本法や東京都の犯罪被害者等支援条例に基づき、一定の支援制度が整備されておりますが、現場では制度が知られていない、使いづらい、タイミングが合わないといった課題も少なくありません。実際に発生した性被害事案では、加害者が被害者と同じ地域に暮らしていたため、事件後も不安の中で生活せざるを得ず、緊急避難できる場所の確保が難しかったという声や、区役所や警察署を何度もたらい回しにされた末に、この支援制度があることすら知らなかったと語っていたという報告もございます。

今、自治体による支援の在り方が改めて問われています。品川区としても、犯罪被害者に寄り添う支援体制の構築をする必要性が喫緊に求められています。そこで、お聞きいたします。現時点で品川区の犯罪被害者支援の枠組みは、相談対応や関係機関の紹介にとどまっていると理解しております。生活支援、経済的支援、居住支援、精神的ケアなどを包括する仕組みや総合支援窓口設置の必要性について、区のご見解をお聞かせください。

都の犯罪被害直後の緊急支援制度では都営住宅の一時入居が可能であります。対応には時間がかかるケースもあり、即時的な避難ケースにおいては不十分な場合があると考えます。品川区として、民間宿泊施設やシェルターと協定を結び、被害者が希望すれば即日避難できる体制を構築することは現時点では課題も多く、難しいということは理解しております。ならば、大田区のように緊急保護宿泊費用助成や、さらに生活資金や医療費の一時支援、区独自の助成制度や貸付制度の創設も検討していくべきと考えます。これらは、特に性被害やDV被害を受けた方にとって命綱となる支援であります。ご見解をお聞かせください。

被害者は、事件後もフラッシュバックや不眠、社会不安など、長期にわたる心理的影響に苦しむことがあります。都ではカウンセリング費用の助成もありますが、被害者にとってはそもそもどこに相談すればいいかわからないという段階で立ち止まってしまうケースが多くあります。

そこで、お聞きいたします。現在区で行っている相談体制に加え、区の福祉センターなどでの被害者支援総合窓口の設置や、心理士・精神保健福祉士などによる定期的な専門相談の実施、支援制度自体を分かりやすく案内するガイドブックやウェブの整備、またオンライン相談、これらをしっかりと整備することで、誰もが安心して相談できる品川区を構築することができます。情報発信や相談体制の強化に対するご見解をお聞かせください。

犯罪被害の影響は子どもにも及びます。DVや性被害の当事者、目撃者となった子どもが学校では何事もなかったかのように振る舞い、誰にも気づかれず二次被害に苦しんでいる事例や、教員と支援機関との連携が不慣れのために支援が遅れてしまったケースも報告されております。

そこで、ご提案いたします。学校現場や教育支援センター、福祉部門との連携強化や被害を受けた子どもへの心理的支援や学習、学びの継続を支える個別支援プログラムの構築などを整える必要があると考えますが、ご見解をお聞かせください。また、教職員や児童センタースタッフを対象とした犯罪被害の兆候等初期対応に関する特別研修を実施し、子どもの行為に気づける学校、支える仕組みを構築する必要があると考えますが、ご見解をお聞かせください。

犯罪被害者支援は、行政だけではなく被害者の方が地域で孤立することのないよう、地域社会の理解と共感、地域全体で支える空気づくりも重要であります。品川区でも、犯罪被害者週間に合わせ、講演会やパネルの展示などを通じて区民の理解を促進する取組を進めておりますが、例えば区報やホームページなどで支援制度の紹介、当事者や支援者の現場の声を紹介するような特集記事を掲載し、見えない

困難、支援が必要な人に手を差し伸べられる地域づくりを啓発する必要があると考えますが、ご見解をお聞かせください。

また、犯罪被害者を出さないという視点で、刑務所を出所した方などが再び犯罪に手を染めないようにするための再犯防止の取組も重要と考えます。犯罪の約6割が再犯者によって繰り返されている現状をご存じでしょうか。現在、日本の犯罪は減少傾向にありますが、それとは逆行して右肩上がりに上がっているのが再犯率であります。再犯率は現在では47%を超え、過去最高水準になり、先進国でもトップクラスになっています。

そのような中、職親プロジェクトという取組が各地で注目されています。職親プロジェクトとは、日本財団が運営する刑務所出所者や少年院出院者の社会復帰を支援するプロジェクトです。企業や法務省、矯正施設など様々なメンバーが協力し、就労、教育、居住、仲間づくりなどの視点から出所者の更生を応援するものであります。私は、このプロジェクトに参加している品川区の企業の方より勉強会のお誘いを受け、学んでまいりました。

特に名古屋市では、企業が職親となり、就労の機会と職場での教育を通じて若者の更生を後押しするモデルが成果を挙げておりました。刑務所、少年院等の矯正施設と企業、さらには行政が一体となって支援することが、再犯率の低下にも寄与しているという報告がありました。

そこで、お聞きいたします。品川区でも令和6年に品川区保護司会からの要望もあり、品川区再犯防止推進計画を策定するなど、再犯防止に向けた取組を進めていると思いますが、この職親プロジェクトの周知を積極的に進めていくべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

職親制度は、「働く」という営みを通じて、本人の更生、地域の安全、企業の人材確保という三方よしの成果を生み出せる社会的な取組です。さきに質問した犯罪被害者支援だけではなく、加害者にも支援をする必要があります。どちらかに偏るのではなく、同時に支援を進めることこそが、誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける社会につながります。品川区としても、犯罪被害者支援や再犯防止計画など、誰一人残さない支援政策を条例という形で制度化する時期に来ていると考えます。理念条例ではなく実際の支援体制につながるよう、さきに述べた提案を踏まえ、国や都に先駆け数々の施策を実現してきた森澤区長の手腕に期待し、次の質問に移ります。

ミドルシニアに対する支援について。

近年、我が国では、50代、60代の未婚・非婚率が上昇傾向にあり、内閣府の統計でも生涯未婚率は男女とも上昇を続けており、東京都、特に都市部にはこの傾向が顕著であります。品川区においても、国勢調査によれば、50歳以上の単身世帯は約3万人にも上っており、その中には未婚のまま高齢期を迎える方も多く含まれております。このような独身ミドルシニア層に共通するのは、健康不安、経済的不安、孤立への懸念といった課題です。現役世代の頃には表面化しにくいものの、年齢や加齢とともに一気に生活課題が噴出し、誰にも相談できず困窮するケースが見られます。とりわけ、つながりの希薄化が進む都市部では、従来の福祉施策だけでは対応し切れない状況も見られ、地域の共助をどう強化するか、自己決定をどう支援するかの視点が求められております。

そこで、提案いたします。現在、区として、ミドルシニア世代の未婚単身者に特化した調査などは実施していないと認識していますが、生活の実態や支援ニーズを把握するためのアンケートやヒアリング調査、地域包括支援センターなどを通じた個別把握の仕組みを構築する必要があると考えます。まずは実績を見える化することが支援計画の第一歩であります。区のご見解をお伺いいたします。

この世代の方々は、地域とのつながりの希薄であることが多く、将来的な孤立や健康リスクが懸念さ

れます。区として未婚・独身の中高年層を対象としたサロン、居場所づくり、趣味や学びを通じた交流の機会など、緩やかなつながりを提供することが重要です。民間と連携した社会参加の場を設ける施策を検討する必要性を考えますが、区のご見解をお聞かせください。

また、町会・自治会、民生委員、地域包括支援センターなど地域の担い手との連携を強化し、つながりのない世帯を早急に発見、伴走支援につなげる体制の構築が求められます。例えば地域の見守り活動の対象に、高齢者だけではなく中高年の単身者も含めるような体制整備が必要と考えますが、区のご見解をお聞かせください。

また、単身のミドルシニア層は、高齢者手前の年齢で公的支援の狭間に落ちやすく、住まいや就労の問題を1人で抱えがちです。民間賃貸での高齢独身者の入居拒否など、生活基盤を脅かす問題も深刻です。そこで、住宅・就労・医療・福祉の連携による高齢者だけではないミドルシニア版包括支援モデルの構築も必要と考えますが、ご見解をお聞かせください。

未婚であれ、既婚であれ、全ての区民が地域の中で暮らし続ける社会の実現は私たちの責務です。ミドルシニア世代の未婚者に対しても支えられる存在ではなく支え合う地域の一員として捉え、自助・共助・備えをキーワードに支援体制の強化を進めていただきたいと要望し、次の質問に移ります。

次に、学校のプールについてです。

品川区立の小中学校には、夏場の授業で使用されるプールが設置されています。しかし、近年、維持管理費の増加や老朽化、気温上昇による授業の中止、限られた期間のみの使用から、その存在が見直される時期に来ていると考えます。一方で、学校のプールは、子どもたちの命を守る水泳教育の場であり、さらに、健康・防災・地域交流・連携といった多面的な価値を持つ地域資源であります。前回も提案しましたが、品川区においても民間施設との連携など新たな活用の在り方を再検討し、子どもたちの学びと地域の利活用を両立させる取組が求められているのではないのでしょうか。

そこで、提案いたします。現在、多くのプールは夏の限られた期間しか使われておらず、近年の猛暑、また雷雨によって授業が中止になることが多くあります。これでは、室内プールを抱える学校と屋外プールの学校では、プール授業の日数に大きな格差が生じてしまいます。こうした格差をなくすために、例えば室内プールを擁する学校に近隣の学校がこの施設を利用するのはいかがでしょうか。夏限定という概念を捨て、通年で授業ができる環境をつくるべきではないのでしょうか。また、民間プールとの連携を導入することで、財政負担の軽減とプロの水泳指導による質の向上が見込まれます。品川区においても、民間施設との連携や学校施設の複合的活用により、新たな学校プールの活用の在り方を考えるべきと思いますが、ご見解をお聞かせください。

また、現在、屋外プールにおいては屋根がついていない学校が多く見られます。これによりプールサイドの温度が高くなり、結果、午前中に利用できた学校が午後には利用できなくなるケースがほとんどです。屋上に設置してあるプールに関しては、建物の構造上の課題や法令の課題もあり、難しいことは理解していますが、地上にあるプールなら可能ではないのでしょうか。コストの課題もあるとの答弁もありますが、それでしたら、室内型・全天候型の水泳授業施設を拠点的に整備するような中長期の計画が必要と考えますが、ご見解をお聞かせください。

次に、日本一短い手紙と子ども新聞について。

私たち会派は、品川区と連携協定している福井県坂井市の視察に行っていました。そこで出会ったのが、「一筆啓上 火の用心 お仙泣かすな 馬肥やせ」で有名な日本一短い手紙であります。数行でつづるその短い手紙は、書き手の心を深く映し出し、読む人の心にも強く届きます。短い言葉の中に

相手を思う気持ちや日常の感謝が込められ、まさに人と人との絆を再確認する機会となります。この日本一短い手紙の手法は、表現力や読解力を養う国語教育にも通じ、また、家庭や地域とのコミュニケーションを深めるきっかけになると考えます。

私たちの社会は、ますます読解力、表現力が問われる時代になっています。SNSやAIの時代だからこそ、自分の言葉で書く、伝える力が子どもたちにとってかけがえのない生きる力となります。このような言葉の力こそが今の子どもたちに必要ではないでしょうか。

そして今、子どもたちの言葉の力や社会に目を向ける力を育む教育が求められています。その1つの手段として注目されているのが、文科省も推進しています新聞を教材として活用するNIE（教育には新聞を）という取組です。子ども新聞は子どもたちにも分かりやすく、ニュースや社会の話題を伝えるメディアとして、読解力や表現力、時事の関心を育てる非常に有効な教材であります。

これらを組み合わせることで、例えば子ども新聞を読んで感じたこと、心に残ったニュースに対して、日本一短い手紙の形式で思いを言葉にしてみる。自分と社会をつなぎ、誰かに向けた一言を書くワークショップを学校や図書館で行う。家庭や地域の人との手紙のやり取りを通じて世代を超えた言葉の交流を育むなど、こうした活動は、表現力や読解力だけではなく、感性・共感・社会性といった非認知機能の育成にも大きな効果をもたらすものと考えます。

そこで、お聞きいたします。日本一短い手紙などの言葉による表現活動を区内の小中学校で取り入れることについて、区のご見解をお聞かせください。また、子ども新聞を購入している区内小中学校が何校あるのか教えてください。この日本一短い手紙は短いからこそ書きやすく、表現の工夫が必要となる読解と表現の両方に効果的であります。また、読む力、書く力を育む観点から、新聞を子どもたちの日常に取り入れることの有効性が指摘されています。新聞を読むことで、社会への関心や多様な視点を学ぶことができます。

近年、新聞社や教育機関による子ども新聞、子ども向け新聞などの取組も広がっておりますが、品川区において、学校教育や図書館などの公共施設で子どもが新聞に親しむ機会を積極的に創出するお考えはあるのでしょうか。各学校において子ども新聞などは契約を結んでいると聞いておりますが、教育委員会を通じた一括講読によりコストを抑えつつ、区内小中学校に子ども新聞を講読、活用し、自主的な話題を短い手紙でまとめたり、読書タイムの時間を全校で取り組み、言葉と社会のつながりを学ぶ授業を取り入れたり、PTAに協賛を頼み、学校財政に依存しない導入モデルを構築することも可能です。実際に朝の読書や総合学習で使用し、社会への関心、語学力の向上に大きな効果を出している自治体もあります。区のご見解をお聞かせください。

学校だけではなく、図書館や児童センターなどの地域の学習施設で子ども新聞と日本一短い手紙を使ったワークショップや展示を行うことで、家庭や地域のつながりを深める取組ができると考えます。こうした地域連携型の活動も提案したいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

また、品川区独自の取組として、日本一短い手紙を題材とした子ども新聞を作成・配布し、区内全小中学校に展開してはいかがでしょうか。この新聞は、言葉や表現の学びを支援するだけではなく、家庭で手紙を書く活動や学校での作文指導にも活用可能です。また、坂井市との協力の下で、優秀作品を展示・発表する企画や児童・生徒による手紙作品の交換など、自治体間の文化交流や人材交流にも発展できる可能性があります。

このような事業を通じて子どもたちが言葉の力や思いやりの心を実感し、地域やほかの自治体とつながる経験は貴重な教育資源になると考えます。区としても、教育委員会との連携の下、坂井市との交流

を含めた日本一短い手紙プロジェクトの導入を検討していただきたいと考えますが、ご見解をお聞かせください。

「読む力」は、情報を正しく理解する力、「書く力」は自分の思いを他者に伝える力。この2つがつながるとき、子どもたちの学びは大きく広がります。短い手紙や子ども新聞は誰にでも届く身近な教材です。品川区の子どもたちが自分の言葉で未来を切り開いていくことを願い、質問を終わります。

以上、この一般質問に当たり協力してくださいました皆様へ感謝を述べるとともに、ぜひ前向きなご答弁を期待しまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 まつざわ和昌議員の一般質問にお答えします。

私からは、犯罪被害者支援についてお答えします。犯罪被害者およびそのご家族は、身体的、精神的、経済的に深刻な状況に置かれることになります。一日でも早く穏やかな日常を取り戻すため、途切れることのない支援を実施することが重要です。犯罪被害者をケアするための窓口についてですが、被害者の方への支援は多岐にわたることから、現在は区民に身近な区民相談室が調整役となり、様々な手続や必要な支援へ速やかにアクセスできるようサポートを行っているところです。

令和4年度に実際に支援を行った事例があり、このときも区民相談室において庁内関係課職員と共にお話を伺い、ご事情に寄り添った必要な手続等のサポートを行いました。また、都や警察等の関係機関とも連携し、支援へとつなげたところです。こうしたことを踏まえ、被害者の方へ寄り添った支援を第一に行うべく庁内連携をさらに強化しつつ、新たに総合支援窓口の設置について検討をしております。

次に、助成制度や貸付制度についてです。区独自の助成等の仕組みは重要であると認識しており、都や他区の取組を参考にしながら、被害者の方への必要な支援の在り方についても考えてまいります。

〔伊崎教育長登壇〕

○伊崎教育長 私からは、教育に関する質問にお答えいたします。

初めに、学校のプールについてです。区では、水泳事業を通して児童・生徒の水難事故防止と身体能力向上が図られるよう、プールを全校に設置しています。ご指摘のとおり、屋外プールを設置している一部の学校において、近年の気候変動により計画的な授業実施が課題となっております。この課題に対応するため、近隣校や民間施設などの室内プールの活用は選択肢の1つであると認識をしております。一方、学校行事との調整や移動時の安全確保などの実施に関わる課題もあるため、新たな学校プールの在り方について、子どもたちの水泳機会確保に資するよう、施設整備面と授業実施面から検討を進めてまいります。

次に、学校プール整備の中長期計画についてです。令和6年度の各校の水泳授業の実施状況を調査したところ、校舎屋上にプールを設置している学校では、平均して計画時数の9割以上を実施できていた一方、地上に平置きでプールを設置している学校では、8割程度の実施にとどまっていました。要因として、地上部は熱が籠もりやすいことや、周囲の建物や道路からの熱影響を受けやすいことなどが考えられるため、遮光ネットの設置など具体的な案について検討を重ね、実行可能な対策から着手をしております。

屋内型・全天候型の水泳授業施設については、現在、施設複合型の中学校および義務教育学校計5校に設置をしております。今後の拡充に当たりましては、学校敷地内での設置スペースの確保など、施設整備に係る課題について研究をしております。

続いて、日本一短い手紙と子ども新聞に関するご質問にお答えします。

初めに、議員ご提案の日本一短い手紙への取組に関しましては、坂井市が実施している「一筆啓上賞」への応募を区立学校に広く呼びかけております。令和6年度は19校から532通の応募がありました。中には佳作を受賞した児童もいるなど、一定の成果を挙げております。限られた文字数で自分の思いを伝えるために、言葉や表現を吟味することを通じて表現力や創造性が育まれていると捉えております。また、子ども新聞を講読している区立学校は42校でございます。

次に、子どもが新聞に親しむ機会についてですが、国の学校図書館図書整備等5か年計画の中で新聞配備の目標が掲げられており、学習指導要領でも国語科や社会科で新聞の活用について示されております。新聞を読むことや新聞からの情報を収集すること、学級新聞を作成することなど、新聞は教材の1つとして欠かせないものとなっています。現在、各校の予算の範囲内で新聞を購入し、児童・生徒が自由に閲覧したり、学習に活用したりできるよう学校図書館等に配備をしております。新聞の一括購入につきましては、各校のニーズや他自治体の状況を調査し、研究をしております。

次に、地域連携型の取組についてですが、例えば一筆啓上賞への参加作品や受賞作品等を図書館のイベントスペースなどに展示することは、子どもたちや区民の方の興味・関心を引くいい取組だと考えております。

最後に、坂井市との交流を含めた日本一短い手紙プロジェクトにつきましては、児童・生徒の言語能力の向上のほか、文化や社会への関心などの育成を図る取組の1つのご提案であると認識しております。これからも、日本一短い手紙や子ども新聞など身近な教材を活用し、言語活動をさらに充実してまいります。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私からは、犯罪被害者支援と再犯防止のご質問のうち、子どもへの支援プログラムや広報の在り方等についてお答えいたします。

初めに、面前DVなどの被害に遭った子どもたちへの支援についてです。学校では関係機関と連携して、スクールカウンセラーや学校支援チームHEARTSの心理職等が心理的ケアを行うとともに、個に応じた学習支援に努めております。また、児童・生徒に貸与しているタブレット端末を活用して、令和6年度から毎日の健康観察を行っております。この中で、児童・生徒が相談を希望する際に簡単に申し出ることができるシステムを整備しているとともに、SOSフォルダを設置し、各種相談窓口の案内を掲載し、いつでも情報にアクセスできるようにしています。

次に、教職員や児童センター職員等を対象とした研修についてですが、毎年実施している職員向け研修等の機会を通じ、理解の促進を図ってまいります。

次に、広報の在り方についてです。現在も区内警察署と連携したパネル展示や広報媒体等を用いた周知啓発を行っております。これらをより分かりやすく知っていただくため情報を一層充実させるとともに、被害者支援の活動を進める各種団体と連携したイベント等も通じて、区民の理解向上と被害者支援に資する施策を講じてまいります。

次に、再犯防止の取組についてです。区では、再犯防止推進計画においても再犯防止に関する効果的な広報・啓発活動が重要と位置づけており、区と地域の関係団体が連携した社会を明るくする運動などを実施してまいりました。しかしながら、企業には雇用に伴う不安・負担があるため、必ずしも刑務所出所者などの雇用につながっていない実情があります。このため、まずは企業側の理解の促進が重要と考えられることから、区内産業団体と協力した広報やしながわ地域貢献活動展など、企業・団体が集まるイベントの場での周知・啓発に努めてまいります。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、ミドルシニア支援についてお答えいたします。

現在、区で行っている相談支援事業におきましては、年齢・性別を問わず様々な世代の方からのご相談をお受けしており、その中には50代独身の層も含まれております。親の介護や自身の体調不良、仕事や生活への不安、地域とのつながりの希薄化等、高齢期を前に様々な課題を抱えている方がいることを認識しております。議員ご提案の独身ミドルシニア層の実態把握につきましては、調査目的を整理するとともに、支援内容との一体的な取組が必要と考えますので、執行体制を含めて検討してまいります。

次に、民間と連携した社会参加の場の提供につきましては、重層的支援体制整備事業により、参加支援や地域づくりを通して場の提供を行っております。一例として、支え愛・ほっとステーション主催で行っている「夜のよりみち」が挙げられます。独身ミドルシニア層の参加も可能となっており、日頃感じている不安の解消や多世代との情報交換を行うなど、好評を得ております。

次に、中高年单身者を含めた見守り活動につきましては、挨拶などの緩やかなつながりから始め、地域で助け合い暮らしていくことができる関係性を築くことが重要と考えており、今後も地域づくりおよび参加支援の強化を図ってまいります。

制度の狭間や複合化・複雑化した課題をお持ちの方には、重層的支援体制整備事業により適切な支援が届けられるよう取り組んでおります。ご提案のミドルシニア版包括支援モデルにつきましては、本事業における位置づけ等も含めて研究してまいります。

○渡辺議長 以上でまつざわ和昌議員の質問を終わります。

次に、西本たか子議員。

〔西本たか子議員登壇〕

○西本たか子議員 無所属区議会議員、西本たか子、一般質問を行います。

区政運営について伺います。

まず、事業決定経緯およびE B P Mの活用についてです。森澤区政から2年半がたちましたが、いまだに区政の方向性が見えません。ばらまきの要素が強く、しかも偏った事業の感は否めません。二重事業と思われる事業も散見されます。全く整理されておらず、特にスクラップが見えません。このままでは、これからの区の財政がどうなっていくのか不安です。庁内の事業仕分けの成果および事業決定経緯について、実態、財政負担の推移、特に無償化に対する負担の推移、庁舎の建て替えなど、工事費の負担と償還計画についてご説明ください。

今後、E B P Mを活用することになっていますが、E B P Mは経験や直感ではなく、データや合理的根拠を基に政策を立案するとあります。森澤区政になり、アンケートやA Iなどで事業を決定しているケースが多くありますが、場当たりの根拠に欠けると感じております。E B P Mは現在の政策決定にかなり有効的と期待しておりますが、今後の活用スケジュール、方法、目標などをお示しください。

次に、議会蔑視の情報リークは改めよです。令和7年度の予算について各議員には記者会見終了まで公開しないよう言い伝えられましたが、区長の記者会見の当日の各紙朝刊に掲載されたことを問題として動議をかけましたが、謝罪を含め明確な経緯の説明がされませんでした。経緯の説明を文書で求めましたが、いまだに返答がありません。

今回の定例会の補正予算の記者会見も、議案説明があるにもかかわらず、都議選で話題性に欠けてしまうと、6月10日に記者会見をするので事前に補正予算を説明するとのことでした。再三予算のときのように情報リークはないようにと、区長の記者会見後にマスコミ報道すべきと指摘いたしました。そも

そも議案説明があるのに記者会見を先に行うなど、議会蔑視も甚だしいと考えます。当日の朝刊には掲載されませんでした。朝日新聞のデジタル版のニュースで記者会見の同時刻、13時30分に公開されていました。事前に情報提供しているのは明白です。

しかし、情報公開については、区長就任直後、フリーの記者へ情報が行かず問題視され、公平に記者会見を行うという約束をしているにもかかわらず、特定の記者に情報提供するのは約束をほごしたことになります。区長の記者会見を起点とすること、不公平な情報開示をしないこと、議案説明をしてから記者会見をするよう改善を求めます。情報リークの経緯と誰が担当になっているのか、説明をしてください。

次に、朝日地球会議2024についてです。昨年10月25日から31日にかけて朝日地球会議2024が行われました。区長は10月26日、セッションテーマ「共生・多様性」で「ウェルビーイングな社会の実現に向けて」として登壇しております。その中で、令和7年度の予算編成として、朝の居場所づくり、朝の朝食支援、所得制限のない奨学金制度の創設に向けた検討を進めていると公表いたしました。しかし、この時点で庁内関係部署での十分な検討もされておらず、もちろん議会においても議論がされておられません。いきなり報道となり、驚きました。

この朝日地球会議は、品川区は特別協力という立場です。特別協力に至った経緯、十分な予算編成の議論もしていない内容をなぜ公表したのか、その理由についてご説明ください。また、特別協力ということは、協力金等のコストが発生していると考えます。協力金およびかかった費用の金額をお答えください。このコスト経費は税金が使われたと考えますが、議会への承認も報告も全くありません。区長が勝手に税金を使い、議論もしていない令和7年度の予算について公開するのはルール違反であり、区長個人のPRのために税金が使われたことを意味します。区長の見解を求めます。

次に、区長・副区長の管外視察についてです。より高度で、かつ効果的な区政運営のため、他自治体の政策について学ぶことは非常に大切と考えます。私たち議会も、毎年各委員会において所管事務調査をベースに視察先を決め、事前に学習を深め、終了後には報告書をまとめ、公表しております。さらに、議会として派遣する場合は議会で承認し、報告義務もあります。議員各自も様々視察を行い、収支を含め調査報告をしております。税金を使つての視察ですから、当たり前です。しかし、区長・副区長の視察においては公表されておられません。区長・副区長の管外視察の件数と行き先、成果をご説明ください。また、税金を使う以上、報告は必要と考えますが、ご見解を伺います。

次に、コンサルタント会社との関係性についてです。私は、かねてからコンサルタント会社の活用、成果について疑問を呈し、様々な機会において確認、提言をしてきました。特に地域産業振興・スタートアップ関連でコンサルタント会社を多数活用していますが、区長など視察するケースが多々あると考えます。かかった経費は計上されるべきですが、どのような状況になっておりますでしょうか。コンサルタント会社に負担させてはいませんか。民間事業者との癒着の可能性も考えられます。接待などを受けていたら大問題です。昨年の地域産業振興・スタートアップ関連で視察に行ったケースを例にして区側の経費負担がどうであったか、ご説明ください。区側の経費はしっかり計上すべきで、コンサルタント会社のみならず、民間事業所との関係においてけじめのある関係性であるべきです。見解をお聞きます。

次に、社会情勢を鑑みた事業の展開であるべき。お米支援プロジェクトは見直しをです。区は、区内在住の小学生、中学生、高校生等の子どもを養育する家庭に1人当たりお米2キロ、1万6,425人分、約33トン配布するとしています。昨年も実施しましたが、米の入手が困難になり、夏休み中の食支援だ

ったにもかかわらず、夏休みを過ぎて配布されました。現在も米の流通が滞っており、政府は備蓄米を放出しているものの、米騒動が解決したわけではありません。そのような状況で品川区が米を買い占める行為は、政府の流通拡大政策に反し、流通に影響を及ぼし、市場価格上昇の要因にもなります。

市場状況を鑑みれば、米騒動の最中にお米支援プロジェクトをするべきではありません。品川区民にとってはお米支援で税金が使われ、高いお米を求めなければならないという理不尽な状況を招きます。米騒動中である中でなぜ実施するのか理解できません。米騒動中のお米支援は見直しをすべきです。区の見解を伺います。

次に、庁内ハラスメントについて伺います。

パワハラ関連の報道についてです。6月10日付の都政新報に「品川区 部長級3割がパワハラ経験職員対象のアンケートで」という記事が掲載されました。大変重要な内容ですので読み上げさせていただきます。品川区が職員を対象に行ったハラスメントに関するアンケートで部長級の約3割がパワーハラスメントを受けたことがあると回答していたことが分かった。アンケート結果によると、最近1年間に職場で「人前での感情的な叱責」という行為について、部長の約3割が「されたことがある」と回答し、全ての階層を上回った。「あいさつや話しかけを無視」については約2割の部長が「されたことがある」と回答。「身体を小突く、ものを投げつける」という行為についても全ての階層を上回った。アンケートの自由記述では、「ハラスメントの加害者は自身の行為に自覚がなく、被害者の訴えを無視したり、被害者を責めたりする傾向がある」、「相談しても適切な対応がなされず、結局自ら退職をせざるを得ない状況に追い込まれる事例が多数ある」などの意見があった。区は「区職員のハラスメントに関する現状を把握するために実施した」としている。区は昨年8月から9月、教育職員を除く全ての一般職員を対象に、ハラスメントに関するアンケートを実施。3,309人のうち6割強の2,202人が回答した。同年12月にアンケート結果が職員向けに発表された。以上が記事全文です。

まず、事実確認をします。記事にあるようにアンケートを行ったのか。その結果において、3割の部長級がパワハラ経験があったと答えていたのか、お答えください。部長級の上司となれば、教職員は除いていますので、区長・副区長ということになります。該当者は3名ということです。このような実態が庁舎内で蔓延しているのは異常です。議会として見過ごすことはできません。

職員の職場環境をよくする立場の役職、リーダーがパワハラを行い、職員の意欲を削ぎ、働く環境を悪くしているならば、やりがいを持てず、仕事の質も量も悪化するのは当たり前です。しかも、加害者本人に自覚がないならば、職員たちの救いがありません。昨今課題になっている管理職離れが加速するのではないかと。これからの区政運営が立ち行かなくなるおそれもあります。この実態についての見解を区長・副区長からお答えください。

次に、区長の責任を問うです。同紙のコラムでも指摘していますが、全国ではハラスメントに関する条例を制定する自治体もあるが、多くは首長や特別職の行為は対象とならず、職員は被害を訴えにくい状況だと指摘しています。

品川区は、品川区におけるハラスメントの防止等に関する基本方針が定められています。趣旨にハラスメントは職員の環境を悪化させる「働く権利」への侵害であり、職員の意欲を低下させ、不快にさせる「人としての尊厳」への侵害である。このような行為は、区政の効率的な運営にも重大な影響を及ぼすものであり、品川区はハラスメントを決して容認しない。そして、この基本方針は、品川区政に関わる全ての者に対してハラスメントを防止し、発生する問題へ適切な対処をする。全ての者がハラスメント行為の被害者にも加害者にもならないことを目的とするものであるとしています。

加えて、区の責務、監督者の責務、職員の責務がしっかり明記されており、制裁も定めておりまして、加害者とされた者について、公正な調査によりその事実が確認された場合、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合と同様に適正な手続に従い、必要かつ適切な範囲で懲戒処分につすこととするとあります。区長、パワハラが横行している品川区と報道されました。区のトップリーダーとして当然責任重大です。副区長をはじめ、幹部職員の任命は区長にあります。区長としての責任をどのように考え、今後の対応について具体的な行動も含め、ご見解をお聞きます。

次に、人材育成・確保基本方針は意味があるのか。第三者委員会の設置を求めるです。令和6年4月、品川区人材育成・確保基本方針が策定されました。あるべき職員像として3つのエール、①助けあえる、②尊重しあえる、③楽しめると笑顔のある職場、それがホームしながわとあります。すばらしいビジョンと思いますが、果たしてハラスメント状態の庁舎で実現可能なのでしょうか。

現状の課題の中に途中退職を検討したことがある職員数の割合が半数以上、20、30代の5人に1人と将来の品川区運営に危機感を感じます。中間アウトカムに職員の能力を最大限発揮するには、職員の心身の健康が保たれていることが重要であり、成果指標も掲げられています。その目標を達成するためにも、庁舎内の現場を把握するために外部の第三者委員会を設置し、職員の置かれている状況を明らかにすべきと強く要請いたします。区のご見解を求めます。

さらに大きな問題は、このアンケート結果を公表しなかったことです。東村山市では、庁舎内のパワハラ調査結果を公表し、対策を講じるとしていますが、品川区は公表しておりません。本来は議会や区民の皆様に対策を含め報告すべきではないでしょうか。なぜ隠蔽したのか伺います。今後公表するのかも伺います。

次に、見守り活動と地域力について伺います。

高齢者熱中症見守り宅配事業で効果があるのか。問題を指摘するです。5月の一般会計補正予算で高齢者熱中症見守り宅配事業が提出されました。75歳以上の高齢者がいる約3万6,600世帯に水やスポーツドリンクなどの飲料水を1回に当たり4,000円で2回、2億8,370万円の予算です。全国初ということで発表しましたが、多くの問題があり、付託された委員会でも様々指摘されておりました。私自身、報道があってから区民の皆様から否定的な意見をたくさん受けております。課題を指摘しますので、対策およびご見解を伺います。

警視庁から宅急便を装う強盗に注意がされています。宅配については、インターホン等で非対面の受け取りを推奨しています。腕章などしていても偽造がはびこっているのも、不信感を払拭できません。今回対面での受渡し、しかも幾つか体調などを確認する質問を行うとしていますが、現実的ではありません。さらに、専門的な知識がある方をどれだけ派遣することができるのか。研修をしたからと対応できるとは思えません。ご見解を伺います。広報紙などで周知するとしていますが、そんな簡単に周知ができるなど到底思えません。

それぞれ好みがあります。スポーツドリンクはふだん飲まないのだから要らないという声を多数聞きました。急に麦茶を含めると変更されましたが、飲まないものを送られてきても迷惑だ、置く場所もない、もらってもそのまま放置になってしまうだろうと、介護従事者からも心配の声が届いています。生活、好みはまちまちです。強制的に押しつけることは無駄になります。これは全て税金なのです。お考えと対策をお答えください。高齢になると、ペットボトルのキャップを開けられない状況になります。ますます放置されるでしょう。キャップ開けも同梱する必要があります。しかも、使い方も説明しないと使えない方もいます。この対応も委託業者に依頼するのでしょうか、お答えください。

1回の宅配で1ケース24本で2回配布となれば、175万6,000本もの本数になります。100%配布目標と伺いましたが、諸状況を考えれば不可能と思われます。仮に50%であれば89万本が無駄になるのです。保管場所など、さらに経費が重みます。SDGsに取り組んでいる品川区であるのに資源の無駄遣いをするという実態。言っていることとやっていることの乖離が甚だしいです。これらの課題について内部で議論されたのか、それぞれの対策も含めご説明ください。

次に、税金の無駄遣い二重事業を改めよです。町会や民生委員による見守り活動が以前から行われております。町会や民生委員の負担を少なくする目的もあると説明しますが、確かに負担は否めません。しかし、地域の皆様は独居の高齢者の方も多く、見守りの必要性を実感しているから継続しているのです。今回の事業はそのような気持ちを無視していると感じてなりません。さらに、同じ目的の事業に3億円もの税金を使うのであれば、町会、民生委員の負担を軽減する対策を講じることがまず先ではないでしょうか。熱中症などの課題は近年からあり、今年も厳しい夏になると早い時期から予測されております。しかも季節の変わり目で体調を崩すケースが多くなるのですから、今議論しても遅いんです。唐突に出てきた事業と思われるでも仕方ありません。今までの事業と二重事業ではなく、現在の課題を踏まえた発展的な事業の展開にすべきです。ご見解を伺います。

地域で見守りの輪を広げ、地域力向上を推進すべきです。我が町会、庚塚町会では毎年2回、要援護者に対し班長さんが訪問し、体調などを伺い、心配なことがあれば区や関係所管につないでいます。継続していると顔見知りになり、ふだんから挨拶などもできるようになってきています。疎遠になりがちな都会の現状であります。民生委員の方々や町会の方々の地域での見守りを推進し、地域力の向上こそ、災害にも強い地域、安心して生活できる地域にすべきと考えます。

大きな問題は個人情報保護の関係で、地域の高齢者の所在が分からなくなっています。同様に二十歳や新入学生の情報もなくなり、アクセスできなくなっています。個人情報の扱いは慎重にすべきではありますが、逆に見守りができなくなっていることのほうが問題です。地域力向上のためにも理解を深め、啓発をすべきと考えますが、ご所見を伺います。

以上で西本たか子の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 西本たか子議員の一般質問にお答えします。

私からは、ハラスメントについてお答えします。昨年度、これまで実施してこなかった職員のハラスメントに関する意識や実態を把握することを目的として、管理職研修で共有することを前提とし、初めてアンケートを実施いたしました。結果については、当初の予定どおり職員にも公表・周知したところであり、隠蔽とのご指摘には当たりません。パワーハラスメントにつながる言動・行為について複数の項目を挙げ質問し、職層ごとに集計した結果、うち1つで29.4%の部長級が「されたことがある」と回答した項目がございました。この結果については真摯に受け止め、ハラスメントがない一人ひとりがその持てる力を発揮できる働きやすい職場環境の整備に引き続き努めていく所存です。

次に、ハラスメントの防止と対応についてですが、区では職員が相談しやすい窓口を選べるよう、人権ジェンダー平等推進課や人事課等に内部相談窓口を設置しているほか、令和5年からは新たに弁護士による外部相談窓口も設置しております。相談を受理した後は、必要に応じて弁護士を含めた調査担当が関係者からヒアリングを行い、公正な立場で事実関係を把握します。その結果、ハラスメントの事実が確認された場合は適切な対応を取っており、懲戒処分を行った場合は公表もしているところです。引き続き適切に対応をしてまいります。

〔久保田企画経営部長登壇〕

○久保田企画経営部長 私からは、区政運営に関する質問のうち、事務事業評価の成果等とE B P Mの活用についてお答えします。

初めに、事務事業評価についてです。事務事業評価は、令和5年度から全ての事務事業を対象に実施しており、中長期的な視点から各事業を検証し、改善・見直し、アップデートを図っています。成果としては、事業のスクラップや見直しにより、2年間の累計で約40億円の財源を捻出しました。

次に、事業の決定経緯についてですが、予算は現場や各部局から区民ニーズや行政需要を踏まえた提案を受け、各部局との意見交換を経てブラッシュアップを重ねていく中で、区の総合実施計画等との整合性や社会的課題などの背景、費用対効果など複数の要素を客観的かつ総合的に勘案した上で編成しています。

直近3年間における一般会計当初予算の規模の推移は、令和5年度は1,987億9,400万円、令和6年度は2,036億5,600万円であります。また、令和7年度は2,347億6,300万円ですが、新庁舎整備や児童手当の通年化などの特殊要因を除くと約2,100億円で、対前年度比5.7%の増であります。この間、区を取り巻く社会課題に着実に対応してきた結果であります。区は、事務事業評価による事業の検証・見直し・再構築の徹底により、社会経済情勢や区民ニーズに見合った施策の新陳代謝を促し、限られた財源を最大限効果的・効率的に活用し、健全財政を維持しており、財政負担に対するご懸念には及びません。

子ども・子育て等に係る無償化の経費の推移については、それぞれ予算ベースの累計で、令和5年度の子育て3つの無償化では約16億円、令和6年度は新たに学用品の無償化を開始したことで約25億円、令和7年度は第1子保育料をはじめ修学旅行や標準服の標準服等の無償化により約30億円となっています。なお、財源の内訳としましては、平均して事業費の3割程度が東京都からの補助金による特定財源です。

これら施策は、誰もが必要とし、共通に使う日常生活を支える基礎的な行政サービスを等しく提供する共通のリスクに対する備えを保障する、それを社会全体で負担していくという、言わば社会保障システムであり、ばらまきとのご指摘には当たりません。新庁舎の整備は、総額約673億円のうち約413億円を起債して資金調達を行う予定です。償還は5年満期一括償還を計画しており、満期に借換えを行い、その際には減債基金を活用して元金の一部を償還するため、綿密な資金計画を立てておりますので、ご懸念には及びません。

最後に、E B P Mについてです。区は現在、E B P Mによる政策立案を推進しているところであり、データアナリストとの協業により、空間情報や各種統計データを活用し、ディープラーニングや統計学的手法を活用した分析に取り組んでいます。また、アンケートの集約・分析においては、生成A Iを効果的に活用することで、従来の手法では見落としがちだった区民の個々のエピソードや具体的な体験談を客観的かつ効率的に抽出し、それらをエビデンスとして集約しています。

このようなデータによる客観的な根拠を政策立案プロセスに組み込むことで、感覚的な判断や思いつきに基づく施策を排除しております。今後も、区民ニーズを的確に把握した上で、E B P Mによる合理的な根拠に基づき政策を決定し、有効性の高い施策を推進してまいります。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私からは、区政運営のうち、記者会見等のご質問とハラスメントについてお答えいたします。

まず、記者会見を通じた情報発信についてです。本定例会に提案する補正予算について、6月10日の

記者会見において発表いたしました。この日程についてですが、議案説明会として設定された6月13日以降に記者会見を設定した場合の都議会議員選挙への影響を考慮し、選挙告示日よりも極力間隔を空けた日程で設定したところです。ただし、発表した予算案等については、会見実施の数日前に議員の皆様お一人お一人に丁寧にご説明をさせていただいたところでありまして、議会軽視とのご指摘には当たらないものと考えております。

一方、記者会見の在り方ですが、一般に政府をはじめとする行政機関では、大量のページ数にわたる予算案を会見の現場で読み解き、その場で質問を行うことは非現実的であることから、記者クラブ等を通じ事前レクチャーを行っているところです。区といたしましても、こうした運用と同様に適切に対応してまいります。議会軽視とならぬよう、議員各位への事前説明が全て終了した後にメディアへのレクチャーを行うものです。ゆえに、こうした一連の作業はあくまで会見前に一般的に行われるところのレクチャーであり、議員ご指摘の情報リークとは性質を異にすることを申し添えておきます。

次に、朝日地球会議2024についてです。初めに、朝日地球会議で講演した経緯ですが、品川区が令和6年度「SDGs未来都市」に選定されたことを受け、朝日新聞社より講演の打診があったものです。前年度同様にSDGs未来都市に選定された神戸市が講演を行っていましたが、それに続き今回は品川区が招請されたものとなります。

講演内容については、区がこれまで取り組んできた先進的な施策を紹介するとともに、「子育て・教育で選ばれるしながわ」の実現に向けた区長としての今後の区政運営の考え方を本会議や決算特別委員会でご答弁した範囲内で表明したものであり、朝の居場所にせよ、給付型奨学金にせよ、既に議会において検討すると答弁したその範囲内の内容を発言したにすぎません。ゆえに、議員のご指摘に当たらないものと考えております。

次に、特別協力についてですが、国や各自治体、企業など団体の協賛、協力によって成り立っている国際会議である以上、協力団体の一員として適切な価格交渉を行った上で既存の広報予算の枠内から440万円を支出したものでありますが、広報費換算で1,000万円を超える記事や動画等の掲載や配信がされたところです。なお、講演の記録等を参照するまでもなく、SDGs未来都市に選定された品川区の取組を発信した内容のものでありまして、個人のPR云々とする議員のご指摘には当たりません。

次に、視察についてです。区では、他自治体の先進的な取組や優れた政策を学ぶこと、連携都市等との交流を深めることを目的に、令和6年度は協定を結ぶ自治体など7か所を視察いたしました。なお、視察は適正な手続を経ており、関連経費は予算上の9節旅費として適正に計上し、執行しているものです。

次に、コンサルタント会社との関係性についてお答えします。区では、区内産業の活性化を図るため、全国のスタートアップ拠点都市の先進事例を調査・把握するとともに、共同のセミナー開催などを通じて、各都市との行政・企業間交流の強化に取り組んでおり、これらの事業を専門的かつ効率的に実施する必要があることから、コンサルタント会社への業務委託を実施しています。

昨年10月には、福岡市の施設を会場としてセミナーを共同開催しましたが、それに関わる旅費や設営費を含めて経費の全て区の支出によるものであることから、コンサルタント会社に負担させているとのご指摘は事実誤認でございます。加えて、接待云々というような想像に基づく発言は、私どものみならず委託事業者の名誉も棄損するものと言わざるを得ません。今後とも、業務に有効かつ必要な範囲に限り民間企業を活用するほか、経費負担についても適正に対応してまいります。

次に、ハラスメントのご質問のうち、人材育成と第三者委員会についてお答えします。初めに、人材

育成・確保基本方針に関してですが、職員一人ひとりが組織を信頼し、自身と事業の成長に向け意欲的に取り組むことができるよう、今年度、品川式エンゲージメント調査「We・メッセージ」を開始します。アンケートで全職員からの声を聞いて区組織の課題の真因を分析し、改善のアクションにつなげていきます。品川区という組織とともに、職員がまちの成長に向け主体的に職務に取り組むことができる職場環境づくりを引き続き進めてまいります。

次に、ハラスメントの調査に関する第三者委員会の設置については、外部弁護士と相談しながら進める現行の体制で適切に運用してまいります。今後も事案の重大性や社会的影響を考慮して、必要に応じて外部の専門家の意見を取り入れるなど、より効果的なハラスメント対策を実施してまいります。アンケート結果については、今後も引き続き職員間で共有することでハラスメントに対する意識行為を図り、組織全体でハラスメント防止に取り組んでまいります。

なお、今回、本来は組織内でのみ共有されるべきアンケート結果について、アンケート実施主体である所管部局の了承なく外部に提供されたことは誠に遺憾であり、地方公務員法第34条の規定に抵触するものとして、区として厳正に対処してまいる所存です。いずれにいたしましても、ハラスメントのない風通しのよい職場づくりにこれからも努めてまいります。

〔佐藤子ども未来部長登壇〕

○佐藤子ども未来部長 私からは、子育て世帯へのお米支援プロジェクトについてお答えいたします。

本事業に必要なお米の調達は、区の連携自治体や災害時の相互援助に関する協定を締結している自治体と昨年度から調整し、あらかじめ必要な数量を確保したものです。この量は日本全体のお米の流通量から見れば極めて小規模であり、市場に影響を及ぼすものではありません。また、確保した量は対象児童が通常消費する量であり、過剰な確保には当たりません。むしろ現在の厳しい状況下でも子育て世帯に必要な支援を行うことにつながると考えております。

本事業の目的は、大きく2つあります。1つ目は、学校給食のない夏休み期間中において、成長期の子育て世帯に対し切れ目のない食の支援を行うことです。2つ目は、児童センターでの手渡しを通じて子どもたちへの声かけや目視を行い、必要に応じてアウトリーチ支援につなげることです。これにより、食の支援だけではなく、子どもたちの健康と安全も見守ることができます。区は、この困難な状況下においても子育て世帯の支援を最優先課題の1つと位置づけ、食の確保と子どもたちの安全を同時に守る本事業を責任を持って遂行してまいります。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、見守り活動と地域力についてお答えいたします。

初めに、高齢者熱中症見守り宅配事業についてですが、本事業は高齢者の見守りと熱中症予防を兼ねて実施するもので、訪問時に簡単なアンケートを行い、安否確認と熱中症予防啓発を行います。しかしながら、昨今の事件報道等を踏まえ、インターホン越しでの対応も行うなど、十分に配慮いたします。区では、高齢者の方が安心してサービスが受けられるよう、事業者と十分協議した上で事業を実施してまいります。

次に、配布する飲料について、熱中症予防のためには水分補給が不可欠であることを最優先事項と捉え、水やカフェインレスの麦茶、カロリーオフのスポーツドリンクなど、熱中症予防に効果的と思われるもののうち、可能な限り高齢者に優しい飲物を選択したいと考えております。ペットボトルの開閉だけではなく、例えば配達飲料の室内移動など個々の様々なご事情については、ヘルパーや民生員などの協力を得ながら、熱中症予防に取り組むことが重要と考えております。飲料の在庫管理等については、

現在、簡易型プロポーザル方式による公募を行っており、効率的な事業者提案を採択したいと考えております。

税金の無駄遣い、二重事業とのご指摘については、区は、これまでも在宅のひとり暮らし高齢者世帯のお宅へ民生委員、ケアマネジャー、支え愛・ほっとステーションの職員等が戸別訪問することにより、高齢者の見守り活動を継続してきました。また、町会・自治会でも同様に地域の見守りを行っていたと承知しております。いずれの場合も24時間365日見守りを行うことはできません。だからこそ、これまでも多くの方がまさに二重にも三重にも連携・協力して高齢者の安否確認に取り組んできたところです。

また、見守りの担い手である民生委員は、相談内容の多様化・複雑化や、猛暑の中の見守り活動など年々ご負担が増加しており、地域からも負担軽減を求める声が出ていることから、区では、状況に配慮した新たなアウトリーチと熱中症予防対策を組み合わせた事業を行うこととしたものです。

最後に、地域力向上の推進についてです。災害対策では、平素から災害に備えるため地域の人同士が助け合う共助の体制をつくっていくことが重要です。そうした中、令和5年4月の個人情報保護法改正に伴い、区から町会・自治会へ各種名簿を提供することが困難となったため、その旨を周知するとともに、代替りの手法について丁寧に説明してきたところです。

一方、高齢者など地域での見守りに活用していただく避難行動要支援者名簿については、本人同意を得ているものについて引き続き提供し、防災活動に利用していただいております。区では、災害への備えとして、避難行動要支援者名簿の平素からの提供にご同意いただけるよう周知するとともに、見守りにご尽力いただいている町会・自治会にも周知してまいります。

○西本たか子議員 自席より再質問をさせていただきます。

驚きました。答弁、特にハラスメントのところですよ。これでは職員の方々は浮かばれません——浮かばれないとはおかしい言い方ですけど、結局、隠蔽体質と言ったのは、職員の方々がどういう仕事をしているのか、職場環境がどうなっているかというのは、私たち議会の中でも重要事項です。区民の方々へちゃんとサービス提供していくためにも、職員の方々が気持ちよく仕事をしていかなければ不可能なわけです。

しかも、部長の上は誰ですかと言ったら、区長・副区長ですよ。区長・副区長は誰も抑えられないんですよ。だから、第三者委員会をつくって、しっかりこの案件については調べてくださいと言っているんです。誰がやっているんですか。やっている人がいるんでしょう。しかも、それをリークした。リークじゃないでしょう。これ、当たり前ですよ。それをリークした、犯人探しをやるんですか。職員の中で犯人探しをして、自分たちのやっていることに蓋を閉めるんですか。こんなことがあったら、職員の方々は本当に働く意欲がなくなりますよ。それをどう思いますか。区長、どう思いますか。再度区長の見解、責任問題、それから第三者の委員会を立ち上げてしっかりこの案件については明確にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 西本たか子議員の再質問にお答えします。

ハラスメントについてです。先ほども申し上げましたが、結果につきましては真摯に受け止めたいと考えております。そして、今までも内部の相談窓口を設置しましたが、新たに弁護士による外部相談窓口等も設置しております。今回初めてハラスメントのアンケートを実施したことで、こういった状況というのも把握ができました。しっかりとこの結果を真摯に受け止めて、ハラスメントがない、一人ひと

りがその持てる力を発揮できる職場環境をしっかりとつくっていくことが私の責任だと思っています。

○西本たか子議員 再々質問させていただきます。

言っているのは、アンケートを今回初めて取ったという事実があります。でも、その結果がこうなわけですよ。しかも、部長級の3割の方々がハラスメントがあったというふうな結果でありました。部長の上は、何度も言いますけれども、区長・副区長ですよ。区長・副区長を誰が言うんですか。駄目ですよ、やってはいけないんですよは誰が言うんですか。だから、第三者委員会をやってくださいと。いや、弁護士を雇っているからと言っていますけれども、こういう問題が発覚したわけだから、しっかり現状を把握するという努力をしなければいけないと私は思います。今の状況で何もしないということであると私は認識しました。

しっかりと組織をつくって、全く区の職員とは関係ないところで専門家を入れて、区の庁舎の職員たちがどういうふうに置かれているのか、しっかり調べてほしい。これは再度言いたいと思います。職員たちはこのまま行ったら働く意欲もなくなってしまう。そうなれば、区民の皆様方に対してもいいパフォーマンスができないんですよ。だから、こういう結果を受けて、区長、こういう結果を受けたら、どこがどういうふうになっているのか、しっかり調べるべきだと私は思いますけれども、再度お答えをお願いいたします。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 ハラスメントに対する再々質問にお答えいたします。

区といたしましては、こうしたアンケートの結果、内容につきましては真摯に受け止めているところでございます。そういった中で、ハラスメントがない、働きやすい職場環境の整備に今後も努めていきたいというふうに思っているところでございます。

なお、パワーハラスメントの定義の部分でございますけれども、上司から部下へといったところだけでなく、同僚同士や部下から上司、関係者からのハラスメントも成り立つといったところを申し添えさせていただきます。

○渡辺議長 以上で西本たか子議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。

区長から、請願・陳情の処理経過および結果の報告、令和6年度品川区一般会計予算繰越明許繰越計算書、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づくものとして、株式会社品川都市整備公社に係る第43期決算報告、第44期事業計画、品川区土地開発公社に係る令和6年度決算報告、令和7年度事業計画、公益財団法人品川区国際友好協会に係る令和6年度決算報告、令和7年度事業計画、一般財団法人品川ビジネススクラブに係る令和6年度決算報告、令和7年度事業計画、公益財団法人品川文化振興事業団に係る令和6年度決算報告、令和7年度事業計画、公益財団法人品川区スポーツ協会に係る令和6年度決算報告、令和7年度事業計画、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告7件、監査委員から、令和7年1月から4月までの各月末日現在における出納検査の結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、配付してあります。

次に、日程第2を議題に供します。

日程第2

議会運営委員の辞任許可について

○渡辺議長 令和7年6月27日付をもちまして、筒井ようすけ議員から議会運営委員の辞任届が提出されております。

お諮りいたします。

委員会条例第12条の規定により、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。よって辞任を許可することに決定いたしました。

次に、日程第3を議題に供します。

日程第3

議会運営委員の選任について

○渡辺議長 お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長からせらく真央議員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員にせらく真央議員を選任することに決定いたしました。

次に、日程第4から日程第28までの25件を一括議題に供します。

日程第4

第72号議案 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

日程第5

第73号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第74号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

第75号議案 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第76号議案 品川区給付型大学奨学金条例

日程第9

第77号議案 品川区給付型大学奨学金運営委員会条例

日程第10

第78号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

日程第11

第79号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

日程第12

第80号議案 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第13

第81号議案 品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第14

第82号議案 品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例

日程第15

第83号議案 品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第16

第84号議案 品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第17

第85号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第18

第86号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第19

第87号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第20

第88号議案 荏原平塚総合区民会館ひらつかホール照明・音響設備更新その他電気設備工事請負契約

日程第21

第89号議案 中原保育園および中原児童センター改築機械設備工事請負契約の変更について

日程第22

第90号議案 五反田文化センター他4施設空調設備改修工事請負契約

日程第23

第91号議案 (仮称) 勝島人道橋上部工整備工事請負契約

日程第24

第92号議案 (仮称) 勝島人道橋下部工整備工事請負契約の変更について

日程第25

第93号議案 子どもの森公園改修工事請負契約

日程第26

第94号議案 第二戸越幹線整備工事(北品川特殊人孔等整備) 請負契約の変更について

日程第27

第95号議案 専決処分の承認を求めることについて

日程第28

第96号議案 児童用ロッカー他の買入れについて

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔堀越副区長登壇〕

○堀越副区長 第72号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、特別区民税における特定親族特別控除の創設に伴い、所得控

除および申告に係る規定を整備するものであります。

第2に、特別区民税の均等割額に係る軽減について、給与所得控除額の引上げを踏まえ、税負担の公平を図る観点から、均等割が課された同一生計配偶者または扶養親族が2人以上いる場合の納税義務者の均等割の軽減額を一律1,000円に見直すものであります。

第3に、加熱式たばこに係る特別区たばこ税の税率について、紙巻きたばこの税負担の差を解消するため、当分の間、紙巻きたばこへの本数換算を重量のみにする等の課税方式を見直す特例を定めるものであります。

第4に、公示送達について、掲示板での書面の掲示と併せて、インターネットによる公表等を行うものであります。

本条例は、令和8年1月1日から施行し、加熱式たばこに係る課税方式の特例に関する規定は同年4月1日から、公示送達のインターネットによる公表等に関する改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に規定する日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものであります。

次に、第73号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う部分休業の取得形態の見直しを踏まえ、子育て部分休暇の取得形態を見直すほか、民間労働者および国家公務員との均衡を図るため、育児を行う職員に対する仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等の措置を定めるものであります。

本条例は、令和7年10月1日から施行するものであります。

次に、第74号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、部分休業の取得形態を見直すほか、職員の育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置等を定めるものであります。

本条例は、令和7年10月1日から施行するものであります。

次に、第75号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、品川区給付型大学奨学金運営委員会および品川区災害弔慰金等支給審査委員会の委員の報酬日額を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第76号議案、品川区給付型大学奨学金条例について。

本案は、医療系学部および理工農系学部の大学で修学する意思がある者が、その保護者等の経済状況にかかわらず希望する大学に進学できるようにするため、品川給付型大学奨学金を創設するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第77号議案、品川区給付型大学奨学金運営委員会条例について。

本案は、先ほどご説明しました品川区給付型大学奨学金条例に基づく奨学金の給付について適正な運営を図るため、区長の附属機関として品川区給付型大学奨学金運営委員会を設置するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第78号議案、品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例および第79号議案、品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について。

両案は、認可保育園等における保育料および利用者負担額を舞償化するものであります。このほか、品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の附則において、品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部改正を行っております。

両条例は、令和7年9月1日から施行するものであります。

次に、第80号議案、品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等における食事の提供の特例に係る基準を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第81号議案、品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正されたことを踏まえ、児童発達支援センターと認証保育所が併設されている場合に、両施設において一体的な支援をできるようにするため、児童発達支援センターに係る専従の人員に関する基準を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第82号議案、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例について。

本案は、こども誰でも通園制度の創設による児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業を行う事業所の設備および運営に関する基準を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第83号議案、品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等が改正されたことを踏まえ、指定児童発達支援事業所と認証保育所が併設されている場合に両施設において一体的な支援ができるようにするため、指定児童発達支援事業所に係る特有の設備および専従の人員に係る基準を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第84号議案、品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として品川区災害弔慰金等支給審査委員会を設置するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第85号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、子育て部分休暇の取得形態を見直すほか、育児を行う学校教育職員に対する仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等の措置を定めるものであります。

本条例は、令和7年10月1日から施行するものであります。

次に、第86号議案、学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、東京都が採用し、区立少中学校に配置する、いわゆる都費負担教員との均衡を図るため、学校教育職員の旅費の種目および内容を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第87号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、子育て部分休暇の取得形態を見直すほか、育児を行う幼稚園教育職員に対する仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等の措置を定めるものであります。

本条例は、令和7年10月1日から施行するものであります。

次に、第88号議案、荏原平塚総合区民会館ひらつかホール照明・音響設備更新その他電気設備工事請負契約について。

本案は、荏原平塚総合区民会館ひらつかホール、イベントホール、大会議室および中会議室の照明設備、音響設備および電気設備について、老朽化が進んでいることから更新工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は4億3,120万円、契約の相手方は、品川区東五反田一丁目7番6号、マスミ・中尾建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設代表取締役、渡部弘太郎で、支出科目は、令和7年度一般会計であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から令和8年3月18日までであります。

次に、第89号議案、中原保育園および中原児童センター改築機械設備工事請負契約の変更について。

本案は、令和5年第2回定例会で本契約の議決をいただき、令和6年第4回定例会で契約変更の報告をいたしました中原保育園および中原児童センター改築機械設備工事請負契約におきまして、賃金水準および物価水準に変動が生じたことから、工事請負契約書契約条項第25条第6項のいわゆる「インフレスライド条項」に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を2億3,027万4,110円から2億3,210万2,970円に改めるものであります。

次に、第90号議案、五反田文化センター他4施設空調設備改修工事請負契約について。

本案は、五反田文化センター、第一日野すこやか園、第一日野小学校、教育総合支援センターおよび五反田図書館の空調設備について、老朽化が進んでいることから改修工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は7億9,640万円、契約の相手方は、品川区西五反田三丁目12番13号、三橋・不二建設共同企業体、代表者、株式会社三橋工務店、代表取締役、三橋繁美で、支出科目等は、令和7年度一般会計、令和8年度債務負担行為であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から令和9年3月5日までであります。

次に、第91号議案、（仮称）勝島人道橋上部工整備工事請負契約について。

本案は、立会川地区および勝島地区における歩行者の利便性等の向上を図るため、勝島運河に（仮称）勝島人道橋を整備することから、橋梁の上部構造を製作および架設するものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は6億6,440万円、契約の相手方は、江東区南砂二丁目2番17号、シヨーボンド建設株式会社東京営業所営業所長、石橋秀一で、支出科目等は、令和7年度一般会計、令和8年度債務負担行為であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から令和8年9月3日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第92号議案、（仮称）勝島人道橋下部工整備工事請負契約の変更について。

本案は、令和6年第2回定例会で本契約の議決をいただきました（仮称）勝島人道橋下部工整備工事請負契約におきまして、関係機関との協議により、警戒船運転の隻数を追加する必要が生じたことなどによる契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を 6 億 2,150 万円から 6 億 6,761 万 2,000 円に改めるものであります。

次に、第 93 号議案、子どもの森公園改修工事請負契約について。

本案は、子どもの森公園について、施設の老朽化が進んでいることなどから改修工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は 9 億 860 万円、契約の相手方は、品川区大井一丁目 52 番 6 号、日比谷・大森建設共同企業体、代表者、株式会社日比谷アメニス品川営業所営業所長、萱森雄一郎で、支出科目等は、令和 7 年度一般会計、令和 8 年度債務負担行為であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第 94 号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約の変更について。

本案は、令和 4 年第 4 回定例会で本契約の議決を、令和 6 年第 4 回定例会で契約変更の議決をいただきました第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約におきまして、工事ヤードの一部において一時的に公園としての機能を確保する工事を行う必要が生じたことなどによる契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を 9 億 2,484 万 7,000 円から 9 億 7,412 万 7,000 円に改めるものであります。

次に、第 95 号議案、専決処分の承認を求めることについて。

本案は、庁有車運行中に起きた自動二輪車との接触事故に関する和解および損害賠償額の決定について、専決処分の承認を求めるものであります。

示談の内容といたしましては、本件事故により後遺障害等を負った自動二輪車の運転手に対する損害賠償金を品川区が支払い、以後、本件に関し、双方とも裁判上、裁判外を問わず何ら異議申立てをしないことを確約するものであります。

損害賠償額は、運転手に対して治療費および慰謝料として 430 万 7,795 円、保険者に対して保険給付相当分として 212 万 4,300 円で、合わせて 643 万 2,095 円でございます。

本件につきましては、速やかに和解を行う必要がありましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしました。

次に、第 96 号議案、児童用ロッカー他の買入れについて。

本案は、城南第二小学校および第四日野小学校の新校舎竣工に伴い、当該学校において使用する児童用ロッカー、キャビネット、折り畳み椅子等の運営用製品の買入れを行うものであります。

種類および数量は学校運営用製品一式で、買入価格は 1 億 4,294 万 5,000 円、契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約の相手方は、品川区大井一丁目 53 番 9 号、株式会社マルエー代表取締役、松本光徳で、支出科目は令和 7 年度一般会計、納期は令和 7 年 8 月 27 日であります。

以上で 25 議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

なお、第 73 号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第 74 号議案、

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、第85号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第86号議案、学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、第87号議案、幼稚園教員職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会に意見を徴しております。回答は配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第4から日程第7まで、日程第20から日程第26までおよび日程第28の12件につきましては総務委員会に、日程第8から日程第14までおよび日程第17から日程第19までの10件につきましては文教委員会に、日程第15につきましては厚生委員会に、日程第16につきましては建設委員会に、日程第27につきましては区民委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第29を議題に供します。

日程第29

第71号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔新井副区長登壇〕

○新井副区長 第71号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、訪問介護支援や物価・エネルギー価格の高騰、災害への備えなど、区を取り巻く多様な課題に対して機動的に対応するため、訪問介護サービス事業所安定運営支援金、区内事業者に対する省エネルギー対策・業務改善設備更新助成のほか、災害対策事業に係る経費について編成するものであります。

補正額は、歳入歳出とも6億6,900万7,000円を追加し、総額を2,360億1,547万円とするものであります。

歳入。

第13款国庫支出金は2,037万2,000円の増額で、主なものは、保育対策総合支援事業費補助金および子ども・子育て支援施設整備交付金の追加であります。

第14款都支出金は3億3,819万9,000円の増額で、主なものは、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金および児童保育費の追加であります。

第16款寄附金は50万円の増額で、選挙啓発指定寄附金の新規計上であります。

第17款繰入金金は2億9,193万6,000円の増額で、財政調整基金繰入金の追加であります。

第19款諸収入は1,800万円の増額で、下水道管改修整備費収入の追加であります。

続いて、歳出。

第2款総務費は50万円の増額で、選挙啓発物品購入の追加であります。

第3款民生費は3億3,895万9,000円の増額で、主なものは、訪問介護サービス事業所安定運営支援金の新規計上ならびに認可外保育施設等保育料助成、病児・病後児保育新規開設等に係る経費の追加などであります。

第5款産業経済費については2億8,726万4,000円の増額で、省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金の新規計上であります。

第6款土木費は4,228万4,000円の増額で、主なものは、区道におけるグリーンインフラ整備事業なら

びに災害用簡易トイレ購入費の追加などであります。

以上で第71号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

日程第29の歳出予算の補正につきましては所管の常任委員会に、総合審査につきましては総務委員会に付託します。

次に、日程第30を議題に供します。

日程第30

請願・陳情の付託

○渡辺議長 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会および議会運営委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、7月9日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次の会議は7月10日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後2時38分散会

議 長	渡辺 ゆういち
署名人	石 田 秀 男
同	安 藤 たい作